

○議長(土井たか子君) 日程第一、新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に関する法律案、日程第二、織維産業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案、日程第三、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員長甘利明さん。

新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

織維産業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案及び同報告書

[本号末尾に掲載]

[甘利明君登壇]

○甘利明君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、商工委員会における審査の経過及び結果について御報告を申し上げます。

まず、新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に関する法律案について申し上げます。

本案は、内外の経済情勢の変化に対応して、我が国における経済活動の活力を維持し、経済の自由的発展を円滑化するため、民間事業者の能力の活用による施設の整備、新規事業の実施の円滑化、輸入の促進に寄与する事業の支援等、新たな事業活動を促進するための措置について、その拡充を図ろうとするものであります。その主な内容は、

第一に、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の期限を十年

延長し、支援対象となる特定施設を追加するとともに、いわゆる純粹民間事業者の借り入れに関する

利子補給制度を設ける等の措置を講ずること、

第二に、特定新規事業実施円滑化臨時措置法の期限を十年延長し、新規事業者的人材確保を円滑化するためのいわゆるストックオプション制度を創設する等の措置を講ずること、

第三に、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の期限を十年延長し、輸入促進地域内に新たに特定集積地区を設けること等により、輸入促進事業を一層支援するための措置等を講ずること

などであります。

次に、織維産業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、織維産業をめぐる内外の著しい環境変化にかんがみ、新技術の開発、情報処理の効率化等を通じて、織維産業における新技術の開発等の業務に必要な資金について、織維産業構造改善事業協会が国から出資を受けることができる」ととするための措置を講ずることなどであります。

次に、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近の中小企業をめぐる経済環境の変化にかんがみ、中小企業信用補完制度の拡充を行おうとするものであります。その主な内容は、

無担保保険、特別小口保険及び新事業開拓保険について、それぞれ付保限度額を引き上げるとともに、特別小口保険の付保の対象となる者を拡大す

ることであります。

三案は、いずれも去る十月十一日当委員会に付託され、十七日橋本通商大臣から提案理由の説明を聴取した後、直ちに質疑を行い、昨十八日質疑を終了した後、新たな事業活動の促進のための関係法律の整備等に関する法律案については討論を行いました。

採決の結果、新たな事業活動の促進のための関係法律の整備等に関する法律案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。また、織維産業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律案は、両案ともそれぞれ全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、新たな事業活動の促進のための関係法律の整備等に関する法律案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(土井たか子君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(土井たか子君) 山本有二さんの動議に御異議ありませんか。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案、

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

○議長(土井たか子君) 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案、

る法律案、右三案を一括して議題といたします。
委員長の報告を求めます。内閣委員長大木正吾
さん。

以上三法律案は、十月十三日本委員会に付託され
十七日江藤総務庁長官及び衛藤防衛庁長官から
提案理由の説明を聴取し、本日一括して質疑を行
いました。

○議長(土井たか子君) 起立多数。よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

消防本部に消防職員委員会を置くとともに、災害の規模等に照らし緊急を要する場合等における消防の応援に関する特例を創設しようとするもので

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

○大木正喜君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

を改正する法律案は、本年八月一日付の人事院勧告を勧告どおり実施しようとするもので、一般職員の給与について、全俸給表の全俸給月額、初任給調整手当、扶養手当及び宿日直手当の額を改定するとともに、調整手当、住居手当及び通勤手当の特例措置を講じようとするものでありま

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、内閣総理大臣、国務大臣、大使、公使及び秘書官等の特別職の職員について、一般職の職員の給与改定にあわせて、その俸給月額の改定を行おうとするものであります。

次に、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、防衛庁の職員について、一般職の職員の給与改定に準じてその俸給月額の

○議長(土井たか子君) これより採決に入ります。

以上、御報告いたします。（拍手）

改正する法律案につき採決いたします。
本案は委員長報告のとおり決するに御異議あり
ませんか。

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔贊成者起立〕

○山本有一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。
内閣提出、消防組織法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。
よって、日程は追加されました。

消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(土井たか子君) 消防組織法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員長平林鴻二さん。

書

○平林鴻三君　ただいま議題となりました消防組織法の一部を改正する法律案につきまして、地主行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、消防事務の円滑な運営に資するため、

平成七年十月十九日 衆議院会議録第七号

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○山本有二君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括議題として、委員長の報告を求め、その審議を進められます。

○議長(土井たか子君) 山本有二さんの動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正す

る法律案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長加藤卓一さん。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

〔加藤卓一君登壇〕

〔本号末尾に掲載〕

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○山本有二君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

両案は、一般的の政府職員の給与改定に伴い、裁判官及び検察官についても、一般的の政府職員の例に準じてその給与を改定するもので、その内容は次のとおりであります。

第一に、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬並びに検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、「これに対応する内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じ、その他の裁判官の報酬並びに検察官の俸給について、これに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額すること」、

第二に、「これらの給与の改定は平成七年四月一日にさかのばって行つ」とあります。

委員会においては、本日両案について宮澤法務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行ない、これを終了し、直ちに採決を行つた結果、両案はいずれも全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の皆さんに起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(土井たか子君) 通信・放送機構法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。通信委員長中川昭一さん。

〔中川昭一君登壇〕

通信・放送機構法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○山本有二君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求める、その審議を進められることを望みます。

○議長(土井たか子君) 山本有二さんの動議に御異議ありませんか。

○議長(土井たか子君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議あります。

び結果を御報告申し上げます。

本案は、電気通信分野における研究開発施設を一層充実することにより通信・放送技術の向上を図るため、通信・放送機構業務に高度通信・放送研究開発を行うための基盤的な施設を整備して、研究開発を行つ者の共用に供する業務を追加しようとするものです。

本案は、去る十月十一日本委員会に付託され、本日井上郵政大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、採決の結果、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

本日井上郵政大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、採決の結果、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

本日井上郵政大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、採決の結果、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の皆さんに起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(土井たか子君) 通信・放送機構法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。通信委員長中川昭一さん。

〔中川昭一君登壇〕

通信・放送機構法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○山本有二君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求める、その審議を進められることを望みます。

○議長(土井たか子君) 山本有二さんの動議に御異議ありませんか。

○議長(土井たか子君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議あります。

構造上の問題と日本の金融システムの危機的な状況があるからであります。また、このような金融システムの状況は、今や世界経済破綻の火種になります。これは先日のG7における様相を呈しております。これは先日のG7における様相を呈しております。これは先日のG7における様相を呈しております。これは先日のG7における様相を呈しております。

そこで、まず初めに、戦後最大、十四兆二千億の今回の経済対策について、金融機関の不良債権の処理について方向が明確でない状況でどれほど効果があるのか、経済企画庁長官に景気の先行きについてまずお尋ねいたします。

また、G7の大きなテーマになるほど欧米諸国が我が国の金融システムに危機感を持っているわけありますが、これについて大蔵大臣の御所見をお願いいたします。

十月十六日に、米国議会下院銀行・金融委員会による日本の金融システムに関する公聴会が行われたそうであります。その際に、日本の不良債権の実態、また大蔵省の対応の仕方について不透明であるというようなことであつたようございま

私も先日の大蔵委員会で質問いたしたわけであります。不良債権の四十兆というのは根拠のない推定値であります。一刻も早く、積み上げ計算による不良債権総額を開示するところからスタートすべきであると申し上げたわけであります。米国議会下院の銀行・金融委員会のジム・リーチ委員長も、延滞債権の把握の仕方で日本は六ヵ月、米国は三ヵ月等の違いがあるにせよ、アナリストによれば公表額の二倍に当たる八十兆との試算もあると、このようにおっしゃっているようであります。四十兆からそれほどふえることはないと答

弁された武村大蔵大臣の御所見をお聞きいたしました。

先日も申し上げたわけではあります。不良債権の処理をめぐっては、まず不良債権の全容を把握することから始まるものと考えております。国民の間に、全容を把握されておらない何とも不気味な事が不要な不信感を生み出し、預金者は預け入れに恐れであります。そこで、一刻も早く全金融機関の不良債権の開示を行なうべきと考えます。

本年九月の金融システム安定化委員会審議経過報告においては、都銀、長信銀、信託二十一行は、平成八年三月期より、破綻先債権、延滞債権、金利減免債権はすべて開示の方に向くなつてお

りますが、地銀、第二地銀は金利減免債権は開示の方向ではありません。また信用金庫は、一定規模以上のみ破綻先債権を開示し、あとは対象にな

なつておらず、信用組合においてはすべて開示の対象になつておらないわけであります。

そこで、総理、大蔵大臣にお聞きいたしたいの

であります。なぜ全金融機関の開示が一挙にできないのですか。できないとするなら、その理由

を提示してもらいたい。また、米国における基準

は公的資金の導入について大変厳しいものがござ

ります。経営責任の追及、金融機関の自助努力等

の前提で公的資金の導入が検討されるべきであります。大蔵大臣の御所見をお願いいたします。

今回の租税特別措置法の一部を改正する法律案には、土地税制が盛り込まれております。御存

じのように、土地取引が鎮静化いたしておりま

す。バブルの崩壊により地価が下落し、また、金融機関の貸し出し姿勢が慎重になり、貸し渋りから、

より景気を鎮静化させるのではという心配は取り

除かれおりません。

今回の政府案の自己株式の利益による消却の際

に生じるみな配当課税の特例は、消却する際の

ネックになっていたものであり、バブルの渦中で

行われたエクティーファイナンスの結果、市中

に流通しておる過大な株を消却することにより、

株価変動を活性化させるものであり、新進党が前

国会に提出していた法案を今回政府案として提出されたものでございます。運びに失したとはい

え、評価されるものであります。

さて三二一・五%の税率を二六%に引き下げ、土地の流動化を促進しようとするものであります。自

民党は平成六年に同じ内容の法案を提出してお

り、賛成されるものと理解しておりますが、社会

合意の有無も含めて、大蔵大臣の御見解をお願い

いたします。

次に、現在の我が国金融行政の中でも、地方自治体に機関委任事務の関係から一部欠落している

と言つてもよい信用組合の経営破綻処理についてお尋ねいたします。

信用組合の経営破綻に伴う費用を賄つ特別基金を、国、地方自治体、民間金融機関から資金を集め

め五年間の時限措置で設置する方針だとお聞き

いたします。預金保険機構とは別組織で、

いたしております。預金保険機構とは別組織で、

いたおります。

しかし、それと同時に、現在、株式取引のもう一つのネット、有価証券取引税の非課税に触れておらないのはバランスを逸していると言つても過言ではありません。今こそ均衡財政理論に一時的に目をつぶつてもカンフル剤を打たなければ、失速した証券市場の回復は望めません。そのためには有価証券取引税の三年間の凍結について、大臣の御所見をお伺いいたします。

土地基本法の精神から、保有にかかる税金に

重点を置くべく導入されたもので、固定資産税が激変緩和措置があるにせよ急激に上昇する中で、地価税のあり方が問われております。また、納税者が偏在しておるというような批判をされておりで、地価税負担が重くのしかかっておるわけであります。私は、固定資産税とのバランスの中で、地価税は一時凍結すべきものであると考えますが、総理の御所見をお伺いいたします。

国際的調和の観点、また産業の空洞化の原因として、我が国の法人税の引き下げの方向が政府税

調で検討されていると聞いております。その中で、課税ベースの拡大ということで引当金、準備金の縮減が考えられているようですが、企業会計上、租税特別措置法上の準備金と本法で規定されている引当金は区別する必要があります。政策目的により計上が認められている利益留保性の準備金と負債性引当金として妥当な額の計上が義務づけられているものとの区別であります。税法の観点のみならず、企業会計原則の観点からも伺いました。

いざれにいたしましても、現在の経済不況の原

因は、我が国の抱える構造的なものであり、従来型の経済対策では顕著な効果を上げることは困難だと考えます。抜本的な改革という外科的治療を講じなければならない現在、自社さきがけの政権で抜本的な経済対策を行ひ得るのでしょうか。

土地税制、また不良債権処理をめぐっても意見

は相反する中で、現政権の無策ぶりは大多数の国民の認めるところであります。戦後五十年、我が國国民が日々と築き上げてきた日本経済が今や破綻寸前であり、欧米諸国から大きく評価を下げて

いる現在、村山政権は大いにその責任を自覚し、形だけの政権維持に固執せず、一刻も早く国民に信を問うべきであります。

政治家のかじ取りが今ほど必要なときはなく、国家百年の大計は今このときであるとの自覚のもとに、議場のすべての議員に共通の問い合わせをしていただきまして、皆様方の御清聴に感謝いたします。(拍手)

質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○内閣総理大臣村山富市君登壇

谷口議員の御質問にお答えを申し上げます。

なぜ金融機関の開示が一举にできないのか、ま

た米国における開示基準と同様の基準を検討すべ

きではないか、こういうお尋ねでございますが、

ディスクロージャーは、金融機関経営の透明性を

高める、また経営の自己規制を促す効果を有して

おります。金融機関の不良債権の早期処理を促す

上での大きな意義を持つておるというふうに私は考

えております。

このため、平成八年三月期には、主要二十一行

においてすべての不良債権の開示が行われること

になっております。また、地方銀行、信用金庫の

金融機関につきましては、これまでのディスクロージャーの実施状況や信用秩序に与える影響を

も配慮する必要がございます。今般、開示範囲の拡大を段階的に進めることとしたところでござります。

なお、この開示範囲の拡大は最低限の日安であり、より多くの金融機関が自発的に開示範囲の一層の拡大に努めることが適当であると考えておるところでございます。

諸外国を見ると、米国においては、法制上、金融機関の不良債権にディスクロージャーを求めており、先進国の中でも最も厳格な基準を決めていると承知をいたしております。一方、ヨーロッパ諸

国におきましては、金融機関監督当局による監督により金融機関の経営の健全性を確保するとの考え方が基本とされておりまして、不良債権のディスクロージャーについては自主的な開示が行われております。

このように、金融機関の資産の健全性に関する

ディスクロージャーにつきましては国によりまち

まちな考えがございますが、我が国といたしましては、ディスクロージャーは不良債権の早期処理

を促す上で大きな意義を持つものと考えておりま

すので、今後おむね五年以内に、できる限り早

期に十分な開示が行われるよう、ディスクロー

ジヤーの充実に取り組んでまいり所存でございま

す。

次に、土地流動化の促進の観点から、個人及び

法人の土地譲渡益課税の軽減や特定の事業用資産

の買いかえ等の課税特例の拡充等をすべきではな

いかとの御提案でありますが、これにつきまして

は、御指摘のような議論がある一方で、土地需要

が不足いたしておる状況のもとで土地譲渡益課税を

を軽減しても土地取引の増加にはつながらないの

ではないか、こういう意見がございます。また、勤労所得と土地譲渡益との課税のバランスといつ

た公平の観点を保持すべきではないか、こういう意見もございます。現行の法人の土地譲渡益追加課税制度におきましては、幅広い適用除外措置が

あることなども考えれば、これが必ずしも土地取引を阻害しているとは言えないのではないかと思

います。

また、御提案のございました課税特例の拡充につきましては、事業用資産の買いかえは一般的な設備投資の促進等を目的とするものであり、特に

国土・土地政策に資するものではないことから、これを有利に取り扱うことは政策の整合性の観点から問題があるのではないか等、さまざまな議論

があるところでございます。政府といたしましては、今後さらに議論を積み重ねる必要があると考

えております。

いずれにいたしましても、土地譲渡益課税を含む土地税制につきましては、土地政策との関連を

含め幅広い観点から、平成八年度税制改正において結論を得るべく、総合的かつ積極的な検討を行ってまいり所存でございます。

次に、地価税についてのお尋ねでございますが、地価税についてのお尋ねでございます。

地価税の軽減等の観点から凍結すべきである地

価税の軽減は土地を保有しやすくなるだけであ

り、土地流動化にはつながらないのではないか、

こういう意見もございます。また、地価税負担の

官 報 (号 外)

軽減は大きな土地資産を持つ特定少數の企業に対する税負担の軽減措置であり、問題があるのではないか、こういう意見もございます。今後、政府としては、こうした意見も踏まえて、さらに議論を積み重ねていく必要があると考えております。先ほども申し上げましたように、地価税を含む土地税制につきましては、土地政策との関連を含めた幅広い観点から、平成八年度税制改革において結論を出せるよう、総合的かつ積極的な検討を行つてまいる所存でございます。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせます。(拍手)

[國務大臣武村正義君登壇]

○國務大臣(武村正義君) まず、経済対策と不良債権問題の関係の御質問でございますが、これまで政府は累次の経済対策を重ねてまいりました。なかんずく公共投資は効果がなかったんではないかという御指摘がございましたが、私どもはそうは考えておりません。公共投資はかなりの効果があつた、今までの経済対策もそう認識をいたしております。公共投資を含めた経済対策がなければ日本経済はさらに悪い状況になつていても考へられるからであります。

ただ、今回の四年続きの景気の低迷は、御承知のように、そしてまた総理自身もおっしゃつていただいておりますように、単なる循環型の不況ではありません。バブル崩壊後の資産デフレといふ状況がござりますし、また、戦後五十年たつて日本経済みずからが大きな転機に立つていて、その構造改革の大変困難な課題に直面をいたしております。加えて、本年は大地震とか急激な円高等が加わっております、こういったさまざまな状況

の中に立つていることを考へながら、今回の経済対策を政府としてはまとめたところであります。

単に公共事業だけでなしに、そういう意味で、土地に対する対策も加えておりますし、また経済構造改革の対策も大きな柱にいたしているところであります。少なくとも、経済企画庁長官も御答弁を申し上げておりますように、向こう一年間べ

りの視野で考えますと二%ぐらいのGDPに対する貢献はあるという期待を強く持つているところであります。

さて、金融機関の不良債権問題は、御指摘のとおり、我が国の経済の先行きに不透明感をもたらしていることは否定できません。金融機関が日本

経済の血液の役割を担う機関として融資機能を適切に果たしていくことは、これから日本の経済の持続的な発展にとって欠かすことのできない大事な前提であります。このために、金融機関の不良債権の早期処理、これは我が国経済にとっての文書どおり喫緊の課題だと認識をいたします。大蔵省としましては、この処理を先送りすることなく

果斷に対応してまいりたいと考へておりますし、

また、住専をめぐる問題あるいは預金保険の拡充等の課題につきましても、年内に対応策がまとま

るよう全力を挙げて取り組んでまいります。

なお、欧米諸国においては、一部に、我が国のクロークジャーを法制上求めております。そういう意味では、先進国の中でも一番厳しい基準を定めているというふうに承知をいたしております。一方、ヨーロッパの場合を見てみると、金融監督当局による監督により金融機関の経営の健全性を確保するという考え方方が基本になつております。まして、ディスクロージャーにつきましては自主的開示、これが基本になつてゐるようではござい

ます。次に、アメリカの下院公聴会の発言であります

が、不良債権の総額は、推計であります。この三月で約四十兆というふうに見ております。アメリカの下院銀行委員会の公聴会におきますリーチトの中には、不良債権の総額が八千億ドルに近いとあります。こうした民間アナリストの推計の中には、不良債権の総額が八千億ドルに近いとあります。こうした民間アナリストの推計の根拠を個別に私どもは詳細に承知をいたして

いるわけではありませんが、大蔵省との推計額の差は、恐らく推計の前提や不良債権の定義の差に由来するものではないかと考えます。

冒頭申し上げた大蔵省の推計は、我が国におけるディスクロージャーを行う際の定義に従つて一定の条件を置いて行つたものでございますし、そ

ういう意味でこの額は実態からかけ離れたものとは考えておりません。且下、本年九月の各金融機関の不良債権の状況の把握に努めておりまして、来月末ぐらいにはその総額を公表できるものと

思っております。

次に、より厳しい開示の基準についての御発言でございますが、この点については総理からお答えをいただきました。

アメリカは、金融機関の不良債権にディスクロージャーを法制上求めております。そういう意味では、先進国の中でも一番厳しい基準を定めているというふうに承知をいたしております。一方、ヨーロッパの場合を見てみると、金融機関においては最大限の合理化努力や早期の引き受けられるところであります。これについては、招いた者に対しては、法の枠組みの中で、民事上あるいは刑事上も厳格な責任追及がなされるこ

とは当然であります。

この破綻処理におきましては、まず最大限の保

官報(号外)

險料引き上げを含む預金保険の発動など、金融システムの中の最大限の対応により破綻処理に対応し得るかどうかの検討が必要でございます。その上で、そのような措置が講じられた後にもなお、金融システムの安定性に対する国民の信頼を確保するために、金融機関を消滅させながら預金者に負担を求める」ことを避ける必要がある場合には、公的資金の時間的な導入も検討課題になってこようかと考へております。

ただ、納税者に負担を求める」とにつきましては慎重な検討が必要でありますし、金融システム内での最大限の対応や今後の各方面における真剣な御論議を踏まえながら、私どもは判断をさせていただきたいと考えます。

次に、有価証券取引税の凍結の御提案でござりますが、有取税の凍結については、他方で、凍結が本当に株式市場の活性化に結びつくのかどうか、あるいは代替財源はどうするのかなど、さまざまな論議が真剣に行われているところでございます。政府としましては、今後、株式等譲渡益課税を含めた証券税制全体の議論の中で判断をさせていただきたいと考へております。

なお、株式市場の活性化に関しては、みなし配当課税の特例措置を講ずることにさせていただいたて、そのための法案を今までに御審議をいただいているところであります。

最後に、準備金と引当金の御質問でございますが、法人所得課税のあり方及びその負担水準につきましては、今まで申し上げてまいりましたように、課税ベースを拡大しながら税率を引き下げるこれが基本方針でございます。この基本方針

に立って検討を進めてまいります。課税ベースの拡大には当然、準備金や引当金の問題も具体的な検討課題になってまいります。その際、引当金につきましては、企業会計上は費用収益対応という考え方に基づきまして、会社利益を合理的に計算するためには、設けられているものであることも十分念頭に置きながら、検討を進めさせていただきました。考え方によれば、検討を進めさせていただきました。(拍手)

〔國務大臣官房副長官君登壇〕

○國務大臣(宮崎勇君) 私からは、お尋ねのありました今回の経済対策の効果と景気の先行きについてお答えしたいと思います。

政府は、今回の景気回復局面におきまして、累次にわたり相当規模の経済対策を実施してまいりました。ただいま大蔵大臣が申されましたように、決してそれらの対策の効果が小さかったとも考えておりません。

それにいたしましても、今後、本対策を確実かつ効率的に実施するとともに、不良債権問題への対応を初め、これに続く種々の政策を切れ目なく講じていくことによりまして、一日も早く景気の回復を確かなものとしてまいる所存であります。その結果、先般の公定歩合の引き下げ効果もあり、我が国経済は本年度後半には着実な回復に向かうものと考えております。(拍手)

○議長(土井たか子君) 濱田健一さん。

〔濱田健一君登壇〕

○議長(土井たか子君) 濱田健一さん。

そこで、政府は、当面の経済情勢や景気回復の障害となっている要因を十分踏まえ、そして為替や株式市場に明るい兆候が見られるようになつた今を好機と考え、一般、経済対策を取りまとめたところであります。具体的には、詳細な説明は割り

愛いたしますが、過去最大規模の内需拡大策に加えて、景気回復の障害となる諸課題への対応策や経済構造改革のための施策を幅広く織り込んでおります。

御指摘の金融機関の不良債権問題につきましては、その早期処理が喫緊の課題であり、政府としても、問題を先送りすることなく、引き続き果断に対応することいたしております。今回の対策では、そうした姿勢を明らかにしつつ、施策の基本的方向、最終的な取りまとめの期限を明確にいたします。

御指摘の金融機関の不良債権問題につきましては、その早期処理が喫緊の課題であり、政府とし

ました経済対策及びその実現を図る平成七年度第一

次補正予算を提案し、このたびその成立を見たのです。特に今回は、何としても景気浮揚の実を上げるべく不退転の決意を込め、質量ともに万全を期した経済対策及びその実現を図る平成七年度第一次補正予算を提案し、このたびその成立を見たのです。こうした政策努力の結果、一時は危機的な水準を超えていた為替や株式市場に明るい兆候も見られるようになってまいりました。

この一連の経済対策を受けて提出されたのが、政府提出の租税特別措置法の一部を改正する法律案であります。本法律案には、証券市場の活性化に関する、自己株式を利益消却する場合のみなし配当課税の特例措置が盛り込まれております。こののみなし配当課税の特例措置は、自己株式の利益消却が我が国企業にとって初めての経験であることから、政府をして企業、業界の実態等を十分に把握させた上で講じられたものであり、全体として実効性のある仕組みとなっているものと確信しております。

確かに、前の国会で新進党から出された議員立法の中に、みなし配当課税の特例措置が盛り込まれていましたが、それは今回政府から提案した内容に及ぶものとはなっていませんでした。というのも、今回の政府案は、具体的な仕組みを措置するに当たり、企業の実態を十分把握したからであります。その点で、新進党の法律案はそうした詰めを怠っていたと言わざるを得ません。

さて、そこで、今回の措置によって企業において現在、景気回復の足取りは想像以上に重いものがあります。日本経済の再生のために、政官民の英知を結集し、多面的な経済対策が必要である

回の措置により、どの程度の企業が自己株式の取得・消却を行うと見込んでおられるのか、さらに政府はこれにより証券市場の活性化にどのように資すると考えておられるのか、ます大蔵大臣にお伺いいたします。

一方、新進党から提出されている租税特別措置法の一部を改正する法律案及び地方税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案についてであります。その内容は、土地流動化の観点からの土地譲渡益課税の軽減と、証券市場活性化の観点からの有価証券取引税の非課税化を図るというものです。

そこで、最初に土地税制についてお尋ねいたしたいと思います。

我が国経済は、いわゆる資産デフレの懸念を強める中、不動産価格の下落が進み、地価の底値が見えないことが不動産取引を萎縮させ、景気の先行き不透明感を払拭できない状況にあると言われています。恐らく新進党の提案も、こうした現状認識のもと、土地取引を活性化させようというねらいから出されたものだと思います。しかしながら、残念なことに、この提案については大きな難点があり、意気込み倒れに終わっているのではないかと思われます。

そもそも、今土地取引が停滞していると言われますが、それは一体なぜなのでしょうか。この点に関して、まだまだ地価が下がるのではないかという予想がある中で、土地の買い手がつかないからとの指摘があります。土地需要の不足こそが土地取引を萎縮させている原因なのであり、むしろ土地の供給圧力は十分ある、したがって土地譲渡益課税を軽減して土地の供給インセンティブを

付与しても何の効果もないのではないかというわけです。現下の地価下降局面での土地譲渡益課税の軽減は、土地取引活性化のための有効な処方せんたり得ないのでないかとの一部の批判についてどのようにお考えでしょうか。

もし仮にこうしたことを十分承知の上での提案であるとするなら、何か別の意図があるのでしょうか。土地市場に対して、もはやこれ以上の地価下落は適切でないとメッセージを土地譲渡益課税の軽減という形で伝えさせることに意味がある、つまりはあのバブル時代を再現させるというバブル待望論ではないかといった見方すら指摘され始めていますが、以上の点があわせて提案者である新進党の見解をお伺いしたいと思います。

御承知のとおり、土地に関するいわばバイブルである土地基本法において、土地の公共性が明記されています。その中では、土地の価値が主として公的サービスなどの外部的要因により増加することが唱げられています。そのため、土地の価値が主として公的サービスなどの外部的要因により増加することが唱げられている点は大変重要であります。こうした見地から、土地譲渡益の性格を考えれば、額に汗して得られる勤労所得とバランスがとられるように課税すべきは当然のことであります。

新進党の提案は、土地の流動化という一面ばかり気をとられ、税制の基本である公平という観点を見落としているのではないかと思いませんが、新進党としてどのような考え方のものにこの提案をされたのか、お尋ねいたします。

新進党の提案は、土地の流動化という一面にばかり気をとられ、税制の基本である公平という観点を見落としているのではないかと思いませんが、新進党としてどのような考え方のものにこの提案をされたのか、お尋ねいたします。

次に、有価証券取引税についてお尋ねいたします。

我が国の株式市場をめぐっては、空洞化しているのではないか、株価動向は依然不透明であり、何よりも株式市場の活性化が急務ではないかと、いった声がしばしば聞かれます。恐らく、今回のさまざまな議論があり得ます。だからこそ、土地の取引実態、地価の動向を十分に見きわめながら

ら、また、国民全体の眞の願いがどこにあるのか、その思いにも耳を傾けながら、国民的な議論を起こす必要性を痛感するところでございます。

問題意識をベースにしたものと考えられます。

しかしながら、もう少し冷静になって考えてみると、「相場は相場に聞け」という格言のとおり、株式市場は、結局のところ、その国の経済のファンダメンタルズを抜きにしてどうこうできるところでござります。

そこでお尋ねですが、新進党の法案では、土地譲渡益課税の軽減に限定した内容となっていますが、どうしてそういうことになったのか、保有課税についてはどう考えておられるのか、その真意といふことをお尋ねいたします。

また、新進党案は、地方税法の一部改正法の一項改正として、長期譲渡所得課税における市町村民税の税率引き下げについても提案されています。地方税収の動向は、三年連続して前年度実績を割ることに象徴されているよう、極めて厳しく現状にあります。この改正によって地方税収にどういう影響を及ぼすのでしょうか。財源確保策のない減税の提案は無責任のそりを免れないと考えますが、この改正によって地方税収にどういう影響を及ぼすのでしょうか。財源確保策についてどのように考えられようとするのか、明らかにしていただきたいと思います。

さらに、仮に有価証券取引税を軽減するとして上悪化させるようことは、絶対にあってはならないことは言うまでもありません。次の世代に負担を残さないよう、財源も含めたところで責任ある政策決定を行う必要があります。三年間の时限的措置であるからといって、財源論をなおざりにすべきではありません。財源の補てん策を用意し

極めて深刻にとらえております。不動産市場の低迷が、不良債権問題を通じて金融不安を招き、景気回復の足を引っ張れば、ひいては勤労所得まで引き下げるにつながり、結局は国民生活を破綻させることになる。今私たちはそのような危機的な状況にあり、対策は一刻の猶予もならないことを声を大にして訴えたいと存じます。

第四点は、保有課税についての御質問であります。

土地の保有課税につきましては、私たちは、現在の企業経営の実態から見て、いささか重過ぎる水準になっており、地価税、固定資産税の関係の調整も含めまして水準を見直すことが必要と考えております。しかし、技術的観点から見ますと、保有課税はいわゆる年度改正の課題でありまして、譲渡益課税のように年度途中からでも決めれば実行できる、施行できる、そういうものとは違います。土地に関する税制のうちで、直ちに実施でき、しかも効果のあるものに限って提案したのが我々の案である、このように御了解をいただきたいと存じます。

以上、御答弁を終わります。(拍手)

〔栗屋敏信君登壇〕

○栗屋敏信君 濱田議員の、改正による地方税収減の見込みと地方財源の獲得策いかんという点についてお尋ねです。我が党提案の改正案による地方税収への影響は平成八年度から出てくることになりますが、その増減収見込み額につきましては、もともと濱田議員は、この改正が通れば必ず減収額が出るというお見通しでありますけれども、私どもは、この法律改正によりまして土地流動の活性化が進みまし

て、增收の場合があり得る、必ずある、こういうふうに感じておるところでござりますが、増減収いずれの見込み額を問わず、土地取引の実態がさまざまであり、不確定な要素が多いこと等によれば、現在においてその見込み額を予想することは困難でありますので、御了解を得たいと思いま

す。

なお、最近の税収の動向を見ますと、平成四年度にはこれが二千九百十四億円と大きく減少をいたしております。私どもいたしましては、今回改定によりまして、土地取引が活性化して増収に転ずるものと考えておるところでございます。

以上、お答えを申し上げます。(拍手)

〔北側一雄君登壇〕

○北側一雄君 有価証券取引税の凍結についての御質問にお答えいたします。

現在、為替市場においては、世界を一日一兆ドル規模の巨額のマネーが駆けめぐっていると言われております。

一方、我が国市場は国際金融センターとしての魅力が急速に減退しております。その一つの事例

が、東京証券市場から外国企業が撤退していることであります。一九八五年末には二十一社であった東証上場の外国企業が、一九九〇年末には百一十五社に、その後百二十七社をピークに減少の一途をたどり、一九九四年末では九十七社と、ちょうど三十社もピーク時から減少しております。一方、ニューヨークや香港市場は大幅に増加を遂げ、ロンドンも増加をしております。東証の会員権の返上も続きました。

経済の心臓部であります資本市場の空洞化は、

何としても回避しなければなりません。その最大の施策の一つが有価証券取引税の廃止にあることは言うまでもありません。

先進各国は、ほとんどが有価証券取引税を廃止か、あるいはその方向で進んでおります。アメリカは既に廃止し、ドイツも一九九一年に廃止しました。また、イギリス、フランスは税率の引き下げを実施するとともに、全廃の方向で検討に入っています。

有価証券取引税を廃止した場合の効果であります。例えばフランスは、一九九四年一月に非居住者への有価証券取引税を廃止いたしましたが、その結果、一九九四年上半期の出来高は前年同期比、実に六八%の上昇を見ております。また、例えば日本証券業協会の試算では、これだけで株価が一割以上、上昇するとの試算を示しておりますし、また、ほかの民間研究機関の試算では、撤廃すると、株価上昇、出来高の増加、収益の回復などで、逆にキャピタルゲイン課税、法人税などで四千六百億円の税収増になるとの試算もございま

す。

効果の点、国際的な調和の点、いずれの面から見ましても、有価証券取引税は非課税化することが適当と考えるわけでござります。

次に、株式譲渡益課税の廃止化との整合性をどう図っていくのかとの御質問でござりますけれども、有価証券取引税の非課税化は、これまでの税制改正の経緯からも撤廃することが本来かかるべきと考えております。有価証券取引税は、昭和二十八年にキャピタルゲイン課税の代替として導入されました。その後、昭和六十三年にキャピタルゲイン課税が原則課税となりました時点で、本

來、有価証券取引税は廃止されでしかるべきであつたと考えております。

御指摘のように、公平の観点から株式譲渡益課税の適正化の要請との整合性をどう図っていくかという課題がありますが、現在、政府税調等においても資産課税のあり方が検討されているところもあり、また、我が党におきましても現在議論を重ねているところでございます。したがいまして、その結論を待ちつつ、景気に対するインセンティブの意味をあわせ持ちまして、当面、三年間の時限的凍結ということにいたしたということもございません。

次に、財源の補てん策についての御質問でござりますが、私どもは、逆に財政悪化を防ぐ意味からも有価証券取引税の非課税化が必要であると考えております。本来、財政事情は、均衡主義に従事するという観点からの経済財政運営が今こそ重要な考え方であります。

現在、深刻なデフレ危機に直面する我が国経済を立て直すには、証券市場の活性化が不可欠であります。金融機関等の不良債権を株式の利益によって償却することで臨んでいる実態、また含み資産の激減等の状況から考えましても、証券市場活性化のための施策として、有価証券取引税の非課税化は堅実の施策だと考えるものであります。

最後に、株価が堅調だとの御指摘がありました。が、私どもは、現在の株価は極めて底の浅いものと認識しております。株価は堅調などといつもではなく、日本発の世界恐慌を恐れるアメリカ、ドイツの懸念によって一時的にドル安・円高

五四	五三	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	一、去る十七日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。																																												
四五	四三	四二	四一	四〇	三九	三八	三七	三六	三五	三四	三三	三二	三一	三〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一、去る十七日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。																																												
四六	四五	四四	三四	三三	三二	三一	三〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一、去る十七日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。																																													
工藤堅太郎君	広野ただし君	実川宗明君	江崎鉄磨君	鮫島宗明君	幸夫君	正光君	大石川端	北村山名	星野増田	河上	東	今津	河上	遠藤古賀	増子	平田青山	田端吉田	三郎君	公一君	正広君	二三君	米男君	輝彦君	一成君	乙彦君	順治君	篠瀬進君	(理事補欠選任)	一、去る十三日、建設委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。																																										
理事	内閣委員会	理事	宮路和明君	久野統一郎君	（理事近岡理一郎君去る二日委員辞任につきその補欠）	理事	萩山教嚴君	（理事木村義雄君去る二日委員辞任につきその補欠）	理事	久野統一郎君	（理事藤井秀男君去る二日委員辞任につきその補欠）	理事	大野由利子君	井奥貞雄君	金子徳之介君	小坂憲次君	高木義明君	坂本剛二君	大野由利子君	井奥貞雄君	坂本剛二君	東祥三君	石田祝穂君	山口那津男君	北橋健治君	北側一雄君	太田昭宏君	青木宏之君	弘友和夫君	渡辺浩一郎君	河合正智君	山田正彦君	千葉國男君	山崎広太郎君	今井宏君	白沢三郎君	吉田宏君	田端三郎君	東祥三君	石田祝穂君	岡田克也君	北橋健治君	北側一雄君	五四	四五	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	一、去る十七日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
理事	宮路和明君	（理事近岡理一郎君去る二日委員辞任につきその補欠）	理事	久野統一郎君	（理事藤井秀男君去る二日委員辞任につきその補欠）	理事	萩山教嚴君	（理事木村義雄君去る二日委員辞任につきその補欠）	理事	大野由利子君	井奥貞雄君	金子徳之介君	小坂憲次君	高木義明君	坂本剛二君	大野由利子君	井奥貞雄君	坂本剛二君	東祥三君	石田祝穂君	岡田克也君	北橋健治君	北側一雄君	太田昭宏君	青木宏之君	弘友和夫君	渡辺浩一郎君	河合正智君	山田正彦君	千葉國男君	山崎広太郎君	今井宏君	白沢三郎君	吉田宏君	田端三郎君	東祥三君	石田祝穂君	岡田克也君	北橋健治君	北側一雄君	五四	四五	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	一、去る十七日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。			

り理事を補欠選任した。

理事 篠瀬 進君（理事玄葉光一郎君去る
八月十日委員辞任につきその補欠）

理事 石井 智君（理事松本龍君去る九月
二十八日委員辞任につきその補欠）

理事 萩山 教嚴君（理事木村義雄君去る二
月委員辞任につきその補欠）

理事 久野統一郎君（理事藤井義勇君去る十一
月三日理事辞任につきその補欠）

理事 久野統一郎君（理事藤井義勇君去る十一
月三日理事辞任につきその補欠）

一、去る十七日、常任委員会において、次のとお
り理事を補欠選任した。

理事 宇佐美 登君	(理事中島章夫君去る十七日理事辞任につきその補欠)
環境委員会	
理事 島山由紀夫君	(理事宇佐美登君去る九月二十八日委員辞任につきその補欠)
文教委員会	
理事 山口那津男君	(理事藤村修君昨十八日理事辞任につきその補欠)
厚生委員会	
理事 横光 克彦君	(理事細岡雄君去る八月十日委員辞任につきその補欠)
(常任委員辞任及び補欠選任)	
一、去る十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
内閣委員	
地方行政委員	
辞任	補欠
野田 佳彦君	白沢 三郎君
白沢 三郎君	野田 佳彦君
上田 勇君	上田 勇君
野田 穀君	野田 穀君
大蔵委員	
辞任	補欠
小泉純一郎君	福永 信彦君
堀之内久男君	浜田 靖一君
青木 宏之君	江崎 鐵磨君
竹内 讓君	若松 謙維君
早川 勝君	池田 隆一君

理事 鳩山由紀夫君（理事宇佐美登君去る九月二十八日委員辞任につきその補欠欠）

一、昨十八日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

文教委員会

理事 山口那津男君（理事藤村修君昨十八日理事辞任につきその補欠）

厚生委員会

理事 横光 克彦君（理事細岡雄君去る八月十日委員辞任につきその補欠）

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

官 報 (号 外)

平成七年十月十九日 衆議院会議録第七号 議長の報告

官 報 (号 外)

三、調査の方法	
小委員会の設置、関係各方面からの説明聽取及び資料の要求等	
四、調査の期間	
本会期中	
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。	
平成七年十月十三日	
建設委員長 遠藤 和良	
衆議院議長 土井たか子殿	
一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十七日いづれもこれを承認した。	
二、調査の目的	
右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため	
三、調査の方法	
小委員会の設置、関係各方面からの説明聽取及び資料の要求等	
四、調査の期間	
本会期中	
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。	
平成七年十月十七日	
環境委員長 阿部 昭吾	
衆議院議長 土井たか子殿	
一、行政機構並びにその運営に関する事項	
二、恩給及び法制一般に関する事項	
三、公務員の制度及び給与に関する事項	
四、栄典に関する事項	
二、調査の目的	
國政の改善を図り、公務員の制度及び給与の適正を期する等のため	
三、調査の方法	
小委員会の設置、関係各方面からの説明聽取及び資料の要求等	
四、調査の期間	
本会期中	
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。	
平成七年十月十七日	
科学技術委員長 野呂 昭彦	
衆議院議長 土井たか子殿	
一、調査の目的	
國政の改善を図り、公務員の制度及び給与の適正を期する等のため	
二、調査の方法	
小委員会の設置、関係各方面からの説明聽取及び資料の要求等	
四、調査の期間	
本会期中	
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。	
平成七年十月十八日	
厚生委員長 和田 貞夫	
衆議院議長 土井たか子殿	
一、調査の目的	
文教行政の実情を調査し、その対策を樹立し、運営を適正ならしめるため	
二、調査の方法	
小委員会の設置、関係各方面からの説明聽取及び資料の要求等	
四、調査の期間	
本会期中	
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。	
平成七年十月十七日	
(質問書提出)	
一、去る十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。	
死刑制度の運用に関する質問主意書(金田誠一君提出)	
(答弁通知書受領)	
一、去る十二日、内閣から、衆議院議員坂上富男君提出会社最低資本金制度に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成七年十一月十三日	
右各事項について実情を調査し、対策を樹立	
五、公害健康被害救済に関する事項	
六、公害紛争の処理に関する事項	
一、調査の目的	
右各事項について実情を調査し、対策を樹立	

平成七年十月十九日 衆議院会議録第七号 新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に関する法律案

右
国会に提出する。

平成七年十月六日

内閣総理大臣 村山 富市

新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に関する法律

(民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部改正)
第一条 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十二条」を「第四十二条の二」に、「第四章 雑則(第五十七条—第五十九条)」を「第三章の二 通信・放送機構の業務の特例等 第四章の二 雜則(第五十七条—第五十九条)」に改める。
(第五十六条の二—第五十六条の七)」に改める。

第一条第一項第一号中「次の施設」の下に「(大企業の研究機能を活用することにより、高度な工業技術の効率的な企業化が図られる場合においては、イからハまでに掲げる施設)」を加え、同項第六号に次のように加える。
ハ 港湾の環境の保全又は改善のための機能を有する施設であつて、廃熱等の利用に必要な施設が一体的に設置されるもの

第二条第一項に次の二号を加える。
十六 再生資源の利用の促進を図るために設置される施設のうち広く一般の需要に応じるためのものであつて、次に掲げるもの(これらと一体的に設置される研修施設その他の共同利用施設を含む。)

イ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第一条第六項に規定する分別基準適合物の再商品化(同条第八項第三号及び第四号に掲げる行為に限る。)をするための施設(以下「再商品化施設」という。)又は再生資源(再生資源の利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第一条第一項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)を原材料として利用して製品を製造するための政令で定める施設

新たに掲げる特定施設に係るものであるためのものであつて、次に掲げるもの(これらと一体的に設置される研修施設その他の共同利用施設を含む。)を加える。

第三条第三項中「及び第十五号」を「第十六条中「従つて特定施設の整備」の下に「(運営を含む。)」を加える。

第九条中「及び第十五号」を「第十五号及び第十七条」に改める。

第十四条中「並びに第五号イ及びロ」を「第五号イ及びロ、第十六号並びに第十七号」に、「整備を」を「整備等を」に、「保証して」を「保証すること等により」に改める。

第十七条に次の二号を加える。

3 政府は、基金が第四十条第一項第一号に掲げる業務に必要な資金として第四十二条の二の特別施設整備促進円滑化推進資金に充てるためその資金を増加するときは、予算の範囲において、基金に出资することができること。

第十九条中「日本開発銀行」を「政府及び日本開発銀行」に改める。

第四十条第一項第一号中「必要な」の下に「資金を調達するために発行する社債及び当該」を加え、同項第一号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 日本開発銀行その他大臣及び通商産業大臣が指定する金融機関(以下この号において「日本開発銀行等」という。)が行う認定計画に係る特定施設(第二条第一項第一号、第三号、第五号、第六号ニ、ホ及びヘ、第七号(同号イに掲げる施設及び当該施設と一体として設置される同号ニ又はホに掲げる施設に限る。)、第八号、第十一号ロ、第十三号並びに第十五号から第十七号までに掲げるものに限る。)の整備に必要な資金の貸付けで政令で定めるものについて、日本開発銀行等に対し、利子補給金を支給する」と。

口

再生資源を原材料とする燃料を利用した発電施設又は熱供給施設

十七 スポーツを権利として催す業その他のスポーツに関する業(以下この号において「スポーツ産業」という。)の発達を図るために設置される次の施設

イ 相当数の観覧席を備えた競技場その他

の施設であつてスポーツ産業に係る業務を行うための多様な機能を有するもので、かつ、観覧者の利便を増進するための施設を備えたもの

口

展示施設、研修施設その他の共同利用施設であつてイに掲げる施設と一体的に設置されるもの

口

第三条第三項中「第十五号まで」を「第十七号まで」に、「及び第十五号」を「第十五号及び第十七号」に改め、同項第一号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 日本開発銀行その他大臣及び通商産

3

特別施設整備促進円滑化推進資金の運用によつて生じた利子その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入は、特別施設整備促進円滑化推進資金に充てるものとする。

第四十六条中「出資者」を「政府以外の出資者」に改める。

第五十六条の見出し中「運輸大臣との」を削り、同条中「次の場合には、第一条第一項第五号口を「第四十二条第一項又は第四十四条の認可をしようとするときは、次の各号」に、「運輸大臣」を「当該各号に掲げる大臣」に改める。

第五十六条各号を次のように改める。

- 一 次の特定施設 運輸大臣
- イ 第一条第一項第五号口及び二に掲げるもの

口 第二条第一項第六号二、ホ及びヘに掲げるものの

同号二に掲げる施設が一体として設置される特定施設 建設大臣

三 第一条第一項第十一号口に掲げる特定施設 農林水産大臣

四 第一条第一項第十五号に掲げる特定施設 農林水産大臣及び運輸大臣

五 第一条第一項第十六号イの再商品化施設のうち廃棄物の再生の処理を行う施設に該当するもの 厚生大臣

六 第一条第一項第十六号イに掲げる特定施設のうち再生資源を原材料として利用して製品を製造するための政令で定め

る施設 政令で定める大臣

第三章の次に次の二章を加える。

第三章の一 通信・放送機構の業務の特例等

(通信・放送機構の業務の特例)

第五十六条の一 通信・放送機構(以下「機構」という。)は、通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十八号。以下「機構法」という。)第

二十八条第一項に規定する業務のほか、民間事業者による特別通信・放送基盤施設(第一条第一項第二号、第四号及び第七号(同号口及びハに掲げる施設並びに同号口に掲げる施設及び同号二に掲げる施設が一体として設置される施設並びに同号ハに掲げる施設及び同号二に掲げる施設が一体として設置される施設に限る。)に掲げる特定施設をいう。以下同じ。)の整備を促進するため、次の業務を行う。

一 日本開発銀行その他大蔵大臣及び郵政大臣が指定する金融機関(以下この号において「日本開発銀行等」という。)が行う認定計画に係る特別通信・放送基盤施設の整備に必要な資金の貸付けで政令で定めるものについて、日本開発銀行等に対し、利子補給金を支給すること。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。(業務の委託等)

三 第一条第一項第十一号に掲げる特定施設 農林水産大臣

四 第一条第一項第十五号に掲げる特定施設 農林水産大臣及び運輸大臣

五 第一条第一項第十六号イの再商品化施設のうち廃棄物の再生の処理を行う施設に該当するもの 厚生大臣

六 第一条第一項第十六号イに掲げる特定施設のうち再生資源を原材料として利用して製品を製造するための政令で定め

2 日本開発銀行その他の金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員で、当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

4 機構法第四十条の規定は、第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関について準用する。この場合において同条第一項中「郵政大臣又は大蔵大臣」とあるのは「郵政大臣又は大蔵大臣」と、「」の法律」とあるのは「この法律又は民間事業者の能力の活用による特定施設の整備に関する臨時措置法」と、

「その業務」とあるのは「その委託を受けた業務」と、「事務所その他の事業所」とあるのは「その業務」と、「事務所の状況」とあるのは「その委託を受けた業務に関する業務の状況」と読み替えるものとする。

(出資)

第五十六条の四 機構は、第五十六条の二に規定する業務に必要な資金に充てるため必要があるときは、大蔵大臣及び郵政大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができます。

2 政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算の範囲内において、機構に出資することができる。この場合において、政府は、次条第一項に規定する特別通信・放送基盤施設整備基金に充てるべき

金額を示すものとする。

(特別通信・放送基盤施設整備基金)

第五十六条の五 機構は、第五十六条の二に規定する業務に必要な経費の財源をその運用によって得るために、特別通信・放送基盤施設整備基金を設け、前条第二項の規定により特別通信・放送基盤施設整備基金に充てるべきものとして政府が出資した金額をもつてこれに充てなければならない。

2 機構は、特別通信・放送基盤施設整備基金に係る経理については、特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号。以下「通信・放送開発法」という。)第十一条の規定にかかわらず、同条の規定による通信・放送開発法第六条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)に係る勘定において、他の経理と区分して整理しなければならない。

3 機構は、次の方法によるほか、特別通信・放送基盤施設整備基金を運用してはならない。

一 國債その他大蔵大臣及び郵政大臣の指定する有価証券の保有

二 銀行その他大蔵大臣及び郵政大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託で元本補てんの契約があるもの

(機構法の特例等)

第五十六条の六 第五十六条の二の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第十七条第二項中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務又は民間事業者の能力の

活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(以下「特定施設整備法」という。)第五十六条の二に規定する業務(以下「特別通信・放送基盤施設整備金融関連業務」といふ。)と、機構法第十九条第四項、第二十九条、第三十九条及び第四十条第一項中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務又は特別通信・放送基盤施設整備金融関連業務」と、機構法第三十九条、第四十条第一項及び第四十五条第一号中「」の法律とあるのは「この法律又は特定施設整備法」と、機構法第四十三条中「次の場合」とあるのは「次の場合(特別通信・放送基盤施設整備金融関連業務に係る第二十九条第一項の規定による認可をしようとするときを除く。)」と、機構法第四十五条第二号中「第十八条第一項」とあるのは「第十八条第一項及び特定施設整備法第五十六条の二」とする。

2 第五十六条の二の規定により機構の業務が行われる場合における当該業務に係る財務及び会計に関する事項については、機構法及び前項に規定するものほか、通信・放送開発法附則第四条に定めるところによるものとする。
(建設大臣との協議)
第五十六条の七 大蔵大臣及び郵政大臣は、第五十六条の二に規定する業務に関し、機構法第二十九条第一項又は第三十一条の認可をしようとするときは、第二条第一項第七号ロに掲げる施設及び同号ニに掲げる施設が一体として設置される特定施設並びに同号ハに掲げる施設が一体として

設置される特定施設の整備に係る事項に関する臨時措置法(以下「特定施設整備法」という。)第五十七条中「整備」の下に「(運営を含む。)」を加える。

第五十九条中「第九号まで」を「第十一号まで」に改め、同条第一号イ中「及び第十三号」を「、第十三号並びに第十六号イの再商品化施設のうち廃棄物の再生の処理を行う施設に該当しないもの及び同号ロ」に改め、同号ロ中「並びに同号イを」、「同号イ」に改め、「一体として設置されるもの」の下に「並びに第十七号に掲げるもの」を加え、同条第三号ロ中「及びホ」を「、ホ及びヘ」に改め、同条に次の二号を加える。

十一 第二条第一項第十六号イの再商品化施設のうち廃棄物の再生の処理を行う施設に該当するもの 厚生大臣及び通商産業大臣
十一 第二条第一項第十六号イに掲げる特定施設のうち再生資源を原材料として利用して製品を製造するための同号イの政令で定める施設 政令で定める大臣

第六十条中「十万円」を「二十万円」に改め、同条の次に次の二条を加える。
第六十条の二 第五十六条の三第四項において準用する機構法第四十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした第五十六条の三第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。
第六十一条中「十万円」を「二十万円」に改め

第六十三条中「十万円」を「二十万円」に改め、設置される特定施設の整備に係る事項に関する臨時措置法(以下「特定施設整備法」という。)を加える。

第六十三条中「十万円」を「二十万円」に改め、同条の次に次の二条を加える。
第六十三条の二 第五十六条の五第三項の規定に違反して特別通信・放送基盤施設整備基金を運用した場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。
附則第二条中「この法律の施行の日から十年以内」を「平成十八年五月二十九日まで」に改め

(特定新規事業実施円滑化臨時措置法の一部改正)

第二条 特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第四号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四 特定新規事業に係り経営の指導を行うこと。

第六条第四号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四 特定新規事業に係り経営の指導を行うこと。
第七条第一項中「債務の保証の決定」を「債務の保証の決定及び利子補給金の支給の決定」に、「及び出資の決定」を「利子補給金の支給の決定及び出資の決定」に改め、「第六条第三号」の下に「及び第四号」を加える。

第八条から第十条までを次のように改める。

八条第一項中「債権の保証の決定」を「債権の保証の決定及び利子補給金の支給の決定」に、「及び出資の決定」を「利子補給金の支給の決定及び出資の決定」に改め、「第六条第三号」の下に「及び第四号」を加える。

第八条から第十条までを次のように改める。

次に掲げる事項について商法(明治三十一年法律第四十八号)第三百四十三条规定する決議がなければならぬ。この場合においては、取締役は、株主総会においてその新株の発行を受ける者に対し特に有利な発行価額で新株を発行することを必要とする理由を開示しなければならない。

一 新株の額面無額面の別、種類及び数
二 新株の発行価額
三 新株の発行を受ける者の氏名

2 前項の決議は、認定会社が、証券取引法(昭和二十三年法律第一十五号)第二条第十一項に規定する証券取引所に上場されている株券又は同法第六十七条规定する証券業協会に備える店頭売買有価証券登録簿に登録されている株券の発行者である会社でない時にする場合であつて、その定款にこの条の規定による新株の発行をすることができる旨の定めのある場合に限り、することができる。

3 第一項の決議により定める新株の総数は、当該決議より前に同項の決議により定めた新株の総数からその決議に基づき発行した株式の総数を控除した数と合わせて、発行済株式の総数の三分の一を超えることができない。

4 商法第二百八十一条の二第三項の規定は、第一項の場合について準用する。

5 第一項の決議は、その決議の日から十年内に払込みをすべき新株に限り、その効力を有する。ただし、第五条第二項の規定により認定計画の認定が取り消されたときは、その認定が取り消された時から、第一項の決議は、その効力を失う。

6 第一項の決議により新株の発行を受ける者とされたものが死亡したときは、その相続人を新株の発行を受ける者として同項の決議があつたものとみなす。

(株券への記載等)

第九条 定款に前条第一項に規定する定めを設けたときは、認定会社は株券及び端株券にその旨を記載しなければならない。

2 商法第三百五十条の規定は、定款を変更して前条第二項に規定する定めを設ける決議をした場合について準用する。

(書面の提出等)

第十一条 認定会社は、第八条第一項の決議をしたときは、直ちに、その決議に関する事項であつて通商産業省令で定めるものについて記載した書面を通商産業大臣に提出しなければならない。

2 認定会社は、通商産業大臣に提出した前項の書面の写しを、通商産業省令で定めるところにより、その認定会社の本店及び支店に備え置き、その書面を通商産業大臣に提出した日から、第八条第一項の決議の日から十年を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

第十二条 認定会社は、第八条第一項の決議をしたときは、直ちに、その決議に関する事項であつて通商産業省令で定めるものについて記載した書面を通商産業大臣に提出しなければならない。

2 認定会社は、第八条第一項の決議をしたときには、直ちに、その決議に関する事項であつて通商産業省令で定めるものについて記載した書面を通商産業大臣に提出しなければならない。

2 通商産業大臣は、通商産業省令で定めるところにより、前条第一項の書面を通商産業省に備え置き、その書面の提出があった日から、第八条第一項の決議の日から十年を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 通商産業大臣は、認定事業者に対し、認定計画の実施状況について報告を求めることができる。

(報告の徴収)

第十二条 通商産業大臣は、認定事業者に対し、認定計画の実施状況について報告を求めることができる。

(罰則)

第十三条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項の規定による書面の提出をせず、又は虚偽の記載のある書面の提出をした者

二 第十条第一項の規定に違反して、書面の写しを公衆の縦覧に供しない者

三 第十条第一項の規定による書面の写しの公衆の縦覧に当たり、虚偽の記載のあるものを書面の写しとして公衆の縦覧に供した者

四 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

2 認定会社の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その認定会社の業務に関し、前項第一号から第二号までの違反行為をした者であるときは、行為者を罰するほか、その認定会社に対して同項の刑を科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第一項第四号の違反行為を示しなければならない。

一 前条第一項の書面の提出を受けたとき。

二 前条第一項の書面の提出をした認定会社の認定計画の認定を取り消したとき。

平成七年十月十九日 衆議院会議録第七号 新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に関する法律案及び同報生口書

2 通商産業大臣は、通商産業省令で定めるところにより、前条第一項の書面を通商産業省に備え置き、その書面の提出があった日から、第八条第一項の決議の日から十年を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2

した者であるときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。

第十四条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした認定会社の取締役又は使用者は、百万円以下の過料に処する。

一 第九条第一項の規定による記載をせず、又は虚偽の記載をしたとき。

二 第九条第二項において準用する商法第三百五十条第一項又は第三項の規定による公告若しくは通知をせず、又は虚偽の公告若しくは通知をしたとき。

三 第九条第一項において準用する商法第三百五十条第一項又は第三項の規定による公告若しくは通知をせず、又は虚偽の公告若しくは通知をしたとき。

四 第九条第一項において準用する商法第三百五十条第一項又は第三項の規定による公告若しくは通知をせず、又は虚偽の公告若しくは通知をしたとき。

五 第九条第一項において準用する商法第三百五十条第一項又は第三項の規定による公告若しくは通知をせず、又は虚偽の公告若しくは通知をしたとき。

六 第九条第一項において準用する商法第三百五十条第一項又は第三項の規定による公告若しくは通知をせず、又は虚偽の公告若しくは通知をしたとき。

七 第九条第一項において準用する商法第三百五十条第一項又は第三項の規定による公告若しくは通知をせず、又は虚偽の公告若しくは通知をしたとき。

八 第九条第一項において準用する商法第三百五十条第一項又は第三項の規定による公告若しくは通知をせず、又は虚偽の公告若しくは通知をしたとき。

九 第九条第一項において準用する商法第三百五十条第一項又は第三項の規定による公告若しくは通知をせず、又は虚偽の公告若しくは通知をしたとき。

十 第九条第一項において準用する商法第三百五十条第一項又は第三項の規定による公告若しくは通知をせず、又は虚偽の公告若しくは通知をしたとき。

十一 第九条第一項において準用する商法第三百五十条第一項又は第三項の規定による公告若しくは通知をせず、又は虚偽の公告若しくは通知をしたとき。

十二 第九条第一項において準用する商法第三百五十条第一項又は第三項の規定による公告若しくは通知をせず、又は虚偽の公告若しくは通知をしたとき。

十三 第九条第一項において準用する商法第三百五十条第一項又は第三項の規定による公告若しくは通知をせず、又は虚偽の公告若しくは通知をしたとき。

十四 第九条第一項において準用する商法第三百五十条第一項又は第三項の規定による公告若しくは通知をせず、又は虚偽の公告若しくは通知をしたとき。

十五 第九条第一項において準用する商法第三百五十条第一項又は第三項の規定による公告若しくは通知をせず、又は虚偽の公告若しくは通知をしたとき。

十六 第九条第一項において準用する商法第三百五十条第一項又は第三項の規定による公告若しくは通知をせず、又は虚偽の公告若しくは通知をしたとき。

十七 第九条第一項において準用する商法第三百五十条第一項又は第三項の規定による公告若しくは通知をせず、又は虚偽の公告若しくは通知をしたとき。

十八 第九条第一項において準用する商法第三百五十条第一項又は第三項の規定による公告若しくは通知をせず、又は虚偽の公告若しくは通知をしたとき。

十九 第九条第一項において準用する商法第三百五十条第一項又は第三項の規定による公告若しくは通知をせず、又は虚偽の公告若しくは通知をしたとき。

二十 第九条第一項において準用する商法第三百五十条第一項又は第三項の規定による公告若しくは通知をせず、又は虚偽の公告若しくは通知をしたとき。

二十一 第九条第一項において準用する商法第三百五十条第一項又は第三項の規定による公告若しくは通知をせず、又は虚偽の公告若しくは通知をしたとき。

二十二 第九条第一項において準用する商法第三百五十条第一項又は第三項の規定による公告若しくは通知をせず、又は虚偽の公告若しくは通知をしたとき。

第四条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二

号中「輸入促進地域」の下に「及び特定集積地区」を加え、同号を同項第二号とし、同項第一号の

次に次の一号を加える。

二 輸入促進地域のうち、当該輸入促進地域における輸入貨物の流通の円滑化を図るた

め、輸入貨物流通促進事業の集積を特に促進する」とが適当と認められる地区(以下に及

「特定集積地区」という。)の設定に関する事項

三 第二項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同條第十項とし、同條第八項を同條第九

項とし、同條第七項第二号中「事項」の下に「及

び第三項各号に掲げる事項」を加え、同項を同

条第八項とし、同條第六項とし、同條第四項中

び第三項各号に掲げる事項のうち港湾又は空港

に係るもの」を加え、同項を同條第七項とし、

同條第五項を同條第六項とし、同條第四項中

「第四号」の下に「並びに第三項第三号」を加え、

同項を同條第五項とし、同條第三項中「前項第

三号及び第四号」を「第二項第三号及び第四号並

び前項第三号」に改め、同項を同條第四項と

し、同條第一項の次に次の二項を加える。

三 都道府県は、地域輸入促進計画において、

前項各号に掲げる事項のほか、第一号に掲げ

る事項並びに第二号及び第三号に掲げる事項の大綱について定めることができる。

四 当該地域において輸入促進基盤整備事業に係る施設を利用して行われる「を削る。

二 第二項に次の二号を加える。

三 特定集積地区的区域

二 特定集積地区における輸入貨物の流通に

關係する日標

三 特定集積地区において行われる輸入貨物

流通促進事業の内容

第六条第一項中「前条第十一項」を「前条第八項」に改め、同条第二項中「前条第三項から第九項まで」を「前条第四項から第十項まで」に改め、同条第三項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、「第四号」の下に「並びに同条第三項第三号」を加え、同条第四項中「前条第四項」を「前条第五項」に改め

第七条中「第五条第七項」を「第五条第八項」に改める。

第八条中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを「一」号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の「一」号を加える。

三 承認地域輸入促進計画に基づいて特定集積地区において輸入貨物流通促進事業を行

う者に対し、当該輸入貨物流通促進事業に必要な資金の借入れに係る債務の保証を行

うこと。

第十二条第一項中「特定施設整備法第十九

条中「日本開発銀行」とあるのは「政府及び日本開発銀行」とを削り、「同条第一項の認可を受けた場合において出資された金額」を「同条第三項の規定により政府が出資した金額を除く。」に、「同条第一項の認可を受けた場合において出資された金額」を「同条第三項の規定により政府が出資した金額及び」に、「金額を除く。」を「金額を除く。」に、「第三号及び第四号」を「及び第三号から第五号まで」に改める。

(施行期日)

成十八年五月二十九日」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(産業基盤整備基金の持分の払戻しの禁止の特例)

第二条 政府及び日本開発銀行以外の出資者は、

産業基盤整備基金(次項において「基金」という。)に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の

改め、「特定施設整備法第四十六条中「出資者」とあるのは「政府以外の出資者」と「及び

払戻しを請求することができる。

2 基金は、前項の規定による請求があったときは、民間事業者の能力の活用による特定施設の

整備の促進に関する臨時措置法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、基金は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法第五条第七項の規定による承認を受けた地域輸入促進計画(同法第六

条第一項の規定による変更の承認があつたとき

は、その変更後のものは、第三条の規定による改正後の輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法第五条第八項の規定によ

り主務大臣が承認した地域輸入促進計画とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十

六号)の一部を次のように改正する。

附則第三十八条第八項中「整備される特定施設整備法第一条第一項に規定する」を「整備され

る特定施設整備法第一条第一項から第十五号までに掲げる」に改め、「同項」の下に「第一

号に掲げるもののうち同号イからハまでに掲げ

る施設のみにより構成されるもの、同項第六号

に掲げるもののうち同号ヘに掲げる施設に係る

もの及び同項」を加え、同条第十項中「第二条第一項に規定する」を「第一条第一項第一号から第十五号までに掲げる」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第六条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第一

六号)の一部を次のように改正する。

附則第三十三条の二第二項中「各号に規定する特

定施設(「を「第一号から第十五号までに掲げる

もの及び同項第六号に掲げるもののうち同号

ヘに掲げる施設に係るものを除くものと」)に

改める。

(印紙税法の一部改正)

第七条 印紙税法(昭和四十一年法律第一二三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「、第三号及び第四

号」を「及び第三号から第五号まで」に改める。

(繊維産業構造改善臨時措置法の一部改正)

第八条 繊維産業構造改善臨時措置法(昭和四

十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第五十八条の三第一項中「債務の保証の決

定」を「債務の保証の決定及び利子補給金の支

給の決定」に、「及び出資の決定」を「、利子補

給金の支給の決定及び出資の決定」に改める。

(伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部

改正)

第九条 伝統的工芸品産業の振興に関する法律

(昭和四十九年法律第五十七号)の一部を次のよ

うに改正する。

官 報 (号 外)

第十一條第一項中「債務の保証の決定」を「債務の保証の決定及び利子補給金の支給の決定」に、「及び出資の決定」を「利子補給金の支給の決定及び出資の決定」に改める。

(産業構造転換円滑化臨時措置法の一部改正)

第十条 産業構造転換円滑化臨時措置法(昭和六十二年法律第二十四号)の一部を次のように改

附則第九条第五項、第六項及び第八項中「第八条第五号」を「第八条第六号」に改める。
(特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部
改正)

促進法、特定施設整備法、電気通信基盤法及び
設施整備法第五十六条の五第二項の規定により
整備基金に係る経理を行つ勘定にあつては、
整備基金に係るべきものとして行われてい
けるその他の出資

第十二条第一項中、「特定施設整備法第十九条中「日本開発銀行」とあるのは「政府及び日本開発銀行」とを削り、「同条第一項の認可を受けた場合において出資された金額」を「同条第三項の規定により政府が出資した金額を除く。」に、「同条第二項の認可を受けた場合において出資された金額」を「同条第三項の規定により政府が出資した金額及び」「〔第一号に掲げる金額を除く。〕」を「第一号に掲げる金額を除く。」に、「債務の保証の決定」を「債務の保証の決定及び利子補給金の支給の決定」に、「及び出資の決定」を「利子補給金の支給の決定及び出資の決定」に改め、「特定施設整備法第四十六条中「出資者」とあるのは「政府以外の出資者」と及び「特定施設整備法第五十四条第三項中「出資者」とあるのは「政府以外の出資者」とを削る。

(エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第十三条 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)の一部を次の

ように改正する。

第十八条第一項中「特定施設整備法第十九条中「日本開発銀行」とあるのは「政府及び日本開発銀行」とを削り、「同条第一項の認可を受けた場合において出資された金額」を「同条第三項の規定により政府が出資した金額を除く。」に、「同条第一項の認可を受けた場合において出資された金額」を「同条第三項の規定により政府が出資した金額を除く。」を「金額を除く。」と、「金額を除く。」を「金額を除く。」に、「特定施設整備法第四十一条第一項中「債務の保証の決定」とあるのは「債務の保証の決定及び利子補給金の支給の決定」と、特定施設整備法第四十六条中「出資者」とあるのは「政府以外の出資者」と及び厚生省設置法の一部改正

(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部改正)

第十五条 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第五条のうち厚生省設置法第六条の改正規定中「第八条中」の下に「第二十七号の四を第二十七号の五とし、」を加える。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十六条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改止する。

第四条第二十七号の二の次に次の二号を加える。

二十七号の二 特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号)の施行に関する事項

第一項第一号の二の次に次の一号を加える。

二十七号の三 特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号)の施行に関する事項

第一項第一号の二の次に次の一号を加える。

五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一十八号中「労働基準法(昭和五十八年法律第四十三号)」の下に「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)」を加える。

第六条中第二十七号の三を第二十七号の四とし、第二十七号の二の次に次の二号を加える。

二十七号の三 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の定めるところにより、基本指針を定め、並びに整備計画の認定を行い、及びその認定を取り消すこと。

一 議案の目的及び要旨
告書
整備に関する法律案(内閣提出)に関する報

本案は、内外の経済情勢の変化に対応して、

我が国における経済活動の活力を維持し、我が国における経済の自律的発展を円滑化するため、引き続き、民間事業者の能力の活用による施設の整備、新規事業実施の円滑化、輸入の促進に寄与する事業の支援等を行う事業の支援等新たな事業活動を促進するための措置を講ずるとともに、その拡充を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

新株発行の方式を利用して能力と成果に応じた成功報酬制度を新たに設ける。

二 産業基盤整備基金に、新規事業者に対する経営指導を行つ業務を追加する。

三 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の一部改正

四 法律の適用期限を十年間延長する。

五 その他所要の改正を行う。

1 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部改正

(一) 港湾の環境保全又は改善のための施設、再生資源の利用の促進を図るために施設、スポーツ産業の発達を図るために施設等を特定施設に追加する。

(二) 産業基盤整備基金に、次の業務を追加する。

(1) 認定計画に係る特定産業基盤施設の整備の事業に必要な資金を調達するために発行する社債に係る債務を保証すること。

(2) いわゆる純粋民間事業が行う特定施設の整備に必要な資金を日本開発銀行等が貸し付ける場合、日本開発銀行等に対し、利子補給金を支給すること。

(3) 通信・放送機構の業務に特例を設ける。

(4) その他、主務大臣の規定の整備等所要の改正を行う。

2 特定新規事業実施円滑化臨時措置法の一部改正

(一) 新規事業の展開を促進するため、新規事業者的人材確保を円滑化する観点から、この法律の認定を受けた認定企業について、

3 新株発行の方式を利用して能力と成果に応じた成功報酬制度を新たに設ける。

4 産業基盤整備基金に、新規事業者に対する経営指導を行つ業務を追加する。

5 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の一部改正

6 法律の適用期限を十年間延長する。

7 その他所要の改正を行う。

8 施行期日等

(一) 法律の適用期限を十年間延長する。

(二) この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(三) 所要の経過措置等について定める。

9 議案の可決理由

10 本案は、国内における新たな事業活動の促進

官報(号外)

を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成七年度一般会計補正予算に産業基盤整備基金への出資金として「二百七十二億円等、計四百十五億五千円が計上されている。

右報告する。

平成七年十月十八日

商工委員長 甘利 明

衆議院議長 土井たか子殿

〔別紙〕
新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、国内における新たな事業活動の展開を積極的に促することが必要であることに鑑み、税制上の措置を含めた支援策の一層の充実に努めることとし、特に、次の諸点につき適切な措置を講すべきである。

一 民活法に基づく特定施設の整備については、地域及び民間事業者のニーズと事業の実態に即した機動的かつ効果的な支援を行うとともに、地域の基盤整備の一體的推進を図る観点から、地方公共団体及び関係行政機関との連携を一層強化すること。

なお、阪神・淡路大震災地域における復興のための促進を図るために、当該地域に係る復興プロジェクトとしての対象施設の整備事業については、特段の支援措置を講ずること。

二 新規事業法に基づくストックオプション制度を有効に機能させるため、制度の啓発・普及に

努めるとともに、新規事業の実施計画の認定に係る手続の簡素化・迅速化に努める」と。

三 輸入・対内投資法に基づく輸入促進措置を効果的に推進する観点から、総合保税地域制度の手続等における体制の一層の整備に努めるこ

とに。植物防疫、動物検疫等の検疫手続や通関手続等における体制の一層の整備に努めるこ

と。

織維産業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成七年十月六日

内閣総理大臣 村山 審市

織維産業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律

纖維産業構造改善臨時措置法(昭和四十一一年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「メリヤス生地」を「二ツト生地」に改め、同項第三号中「メリヤス製品」を「ニット製品」に改める。

第十一条の見出し中「織維工業高度化促進施設

ト生地」に改め、同条第一項

中「又は加工」を、「加工又は販売」に、「織維工業者等」を「織維事業者等」に、「織維工業の」を「織維産業の」に、「織維工業高度化促進施設」を「織維産業高度化促進施設」に改め、同条第一項

中「又は加工」を、「加工又は販売」に、「織維工業高度化促進施設」を「織維産業高度化促進施設」に改める。

第一十四条第二項中「第四十二条第一項」を「第

四十一条第一項第八号若しくは第九号に掲げる業務

業高度化促進施設」を「織維産業高度化促進施設」に改める。

に必要な資金に充てるため又は第四十二条第一項に、「又は」を「若しくは」に、「それぞれの」を

「第四十条第一項第八号若しくは第九号に掲げる

業務に必要な資金又はそれぞの」に改める。

第四十条第一項第一号及び第三号中「織維工業

高度化促進施設」を「織維産業高度化促進施設」に改め、同項第八号中「メリヤス」を「織維産業高

度化促進施設」に改める。

第三 織維産業構造改善事業協会の資本金規定の改正

「メリヤス生地」を「ニット生地」に、「メリヤス製品」を「ニット製品」に改める。

二 織維産業構造改善事業協会の資本金規定の改正

「メリヤス」を「ニット」に改める。

第五十八条の二第一号中「織維工業高度化促進施設」を「織維産業高度化促進施設」に改める。

第六十条第一項第一号及び第三号中「織維工業

高度化促進施設」を「織維産業高度化促進施設」に改める。

第一 定義規定の改正

「メリヤス生地」を「ニット生地」に、「メリヤス製品」を「ニット製品」に改める。

二 織維産業構造改善事業協会の資本金規定の改正

「メリヤス」を「ニット」に改める。

第三 織維産業構造改善事業協会の資本金規定の改正

「メリヤス生地」を「ニット生地」に、「メリヤス製品」を「ニット製品」に改める。

二 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

三 議案の可決理由

本邦は、織維産業の構造改善事業を一層推進するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

四 施行期日等

この法律は、公布の日から施行する。

五 議案の目的及び要旨

本案は、織維産業をめぐる内外の経済的環境の著しい変化に鑑み、織維産業の構造改善

開発等に係る調査研究等の業務に必要な資金について織維産業構造改善事業協会が出資を受けることができる」ととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

六 本法施行に要する経費

平成七年度一般会計補正予算に織維産業構造改善事業協会出資金二十五億円が計上されている。

右報告する。

平成七年十月十八日

衆議院議長 土井たか子殿

商工委員長 甘利 明

平成七年十月十九日 衆議院会議録第七号 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案及び同修正案

右 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

内閣総理大臣 村山 富市

中小企業信用保険法の一部を改正する法律
中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

改め、同項第一号中「五人」を「二十人」に、「二人」を「五人」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「行なう」を「行う」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「行なう」を「行う」に、「五人」を「二十人」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「行なう」を「行う」に、「五人」を「二十人」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「五人」を「二十人」に改め、同号を同項第五号とす
る。

第三条の「第一項及び第三項中「二千万円」を「三千五百万円」に改める。

第三条の七第一項中「一億五千万円」を「一億円」に、「三億円」を「四億円」に改め、同条第二項中「一億五千万円」を「一億円」に改める。

附
則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

法の一部改正

二条 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法(平成二年法律第八十一号)の一部を次の

第八条第一項中「一千万円」を「三千五百万円」に、「四千万円」を「七千万円」に改める。
(特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部改正)
第三条 特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法(平成五年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。
第六条第一項中「一千万円」を「三千五百万円」に、「四千万円」を「七千万円」に、「五百万円」を「七百五十万円」に、「二千万円」を「一千五百万円」に改め、同条第四項中「一億五千万円」を「一億円」に、「三億円」を「四億円」に、「三億円」を「四億円」に改め、同条第六項中「一千万円」を「三千五百万円」に、「五百万円」を「七百五十五万円」に改める。
(特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部改正に伴う経過措置)
第四条 この法律の施行前に成立している改正前の中小企業信用保険法(以下「旧法」という)第三条の二第一項に規定する無担保保険又は旧法による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法第五条第一項に規定する特別小口保険の保険関係であつて特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法第五条第一項に規定する特例中小企業者(以下「特例中小企業者」という。)に係るものについての同法第六条第六項の規定の適用については、なお従前の例による。
二 この法律の施行前に旧法第三条の二第一項に規定する無担保保険又は旧法第三条の三第一項に規定する特別小口保険の保険関係であつて特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法第五条第一項に規定する特例中小企業者(以下「特例中小企業者」という。)に係るものについての同法第六条第六項の規定の適用については、なお従前の例による。

例中小企業者に係るもののが成立しており、かつ、その保険価額の合計額がそれぞれ二千万円又は五百六十円を超えてる場合には、当該特例中小企業者に係る改正後の中小企業信用保険法(以下「新法」という。)第三条の二第一項に規定する無担保保険又は新法第三条の三第一項に規定する特別小口保険の保険関係について前条の規定による改正後の特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法第六条第六項の規定の適用については、同項中「無担保保険の保険関係にあってはその保険価額の合計額」とあるのは「無担保保険の保険関係にあってはその保険価額の合計額(当該特例中小企業者に既に成立している中小企業信用保険法の一部を改正する法律(平成七年法律第二号)による改正前の中小企業信用保険法第三条の二第一項に規定する無担保保険の保険関係における保険価額の合計額のうち二千万円を超える部分の保険価額の合計額を除く。)」と、「特別小口保険の保険関係にあってはその保険価額の合計額」とあるのは「特別小口保険の保険関係にあってはその保険価額の合計額(当該特例中小企業者につき既に成立している中小企業信用保険法の一部を改正する法律による改正前の中小企業信用保険法第三条の三第一項に規定する特別小口保険の保険関係における保険価額の合計額のうち五百六十円を超える部分の保険価額の合計額を除く。)」とする。

(阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正)

第五条 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成七年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

(中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第六条 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(平成七年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項を削り、同条第二項中「中小企業信用保険法」の下に「(昭和二十五年法律第一百六十四号)」を、「研究開発等事業関連保証」の下に「(同法第三条の七第一項に規定する債務の保証であつて、研究開発等事業資金に係るものを行う。)」を加え、同項を同条とする。
(特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法の一部改正)

第七条 特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法(平成七年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「一億五千万円」を「一億円」に、「三億円」を「四億円」に、「三億円」を「四億円」に改める。

理由

最近の中小企業をめぐる経済環境の変化にかんがみ、中小企業者に対する事業資金の融通の一層の円滑化を図るために、中小企業信用保険について、無担保保険、特別小口保険及び新事業開拓保険の付保限度額の引上げ並びに特別小口保険の付保の対象となる者の拡大を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

時措置法の一部改正(正)

第六条 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(平成七年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項を削り、同条第二項中「中小企業信用保険法」の下に「昭和二十五年法律第二百六十四号」を、「研究開発等事業関連保証」の下に「同法第三条の七第一項に規定する債務の保証であつて、研究開発等事業資金に係るものと云う。」を加え、同項を同条とする。

(特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法の一部改正)

第七条 特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法(平成七年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「一億五千万円」を「一億円」とし、「三億円」を「四億円」に改める。

理
案

最近の中小企業をめぐる経済環境の変化にかんがみ、中小企業者に対する事業資金の融通の一層の円滑化を図るため、中小企業信用保険について、無担保保険、特別小口保険及び新事業開拓保険の付保限度額の引き上げ並びに特別小口保険の付保の対象となる者の拡大を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

律第十六号)の一部を次のように改正する。

二
三

官報(号外)

中小企業信用保険法の一部を改正する法律

案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、最近の中小企業をめぐる経済環境の変化にかんがみ、中小企業者に対する事業資金の融通の一層の円滑化を図るために、中小企業信用保険について、無担保保険、特別小口保険及び新事業開拓保険の付保限度額の引上げ並びに特別小口保険の付保の対象となる者の拡大を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 付保限度額の引上げ

(一) 無担保保険の付保限度額を二千万円から三千万円に引き上げる。

(二) 特別小口保険の付保限度額を五百万円から七百五十万円に引き上げる。

(三) 新事業開拓保険の付保限度額を一億五千

万円から二億円に引き上げる。

2 特別小口保険の付保対象者の拡充

従業員の数が五人(商業又はサービス業を中心とする事業者については、一人)以下の会社及び個人から常時使用する従業員の数が二十人(商業又はサービス業を中心とする事業者については、五人)以下の会社及び個人に拡大する。

3 附則

この法律は、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、中小企業者に対する事業資金の融通の一層の円滑化を図るために措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

平成七年度一般会計補正予算に、中小企業对策費中、中小企業信用保険公庫出資金として二百五十七億円、信用保証協会基金補助金として五十四億円、合計三百十一億円が計上されている。

右報告する。

平成七年十月十八日

衆議院議長 土井たか子殿
商工委員長 甘利 明

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成七年十月十三日
内閣総理大臣 村山 富市

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条の三第一項第一号中「二十九万九千円」を「三十万一千九百円」に改め、同項第二号中「五万五百円」を「五万八百円」に改める。

第十一項中「一千円」を「一千五百円」に改める。

第十一條の七第一項中「次に掲げる」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項第一号中

「貸間を含む」の下に「。第二号において同じ」を加え、同項に次の一号を加える。

三 第十二条の二第一項又は第三項の規定によ

り単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(国家公務員宿舎法第

十三条の規定による有料宿舎その他人事院規則で定める住宅を除く)を借り受け、月額一

万二千円を超える家賃を支払っているもの又

はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定めるもの

又は第二号に掲げる額及び第三号に掲げる額の合計額)を加え、同項に次の一号を加え、同条を第十一条の八とする。

三 前項第三号に掲げる職員 第二号の規定の例により算出した額の三分の一に相当する額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

第十一條の六第一項中「以下」を「以下」の項において「に、「第十二条の四又は前条」を「前三条」に、「前二条」を「第十二条の三から前条までに、「さらに」を「更に」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の二項を加え、同条を第十二条の七とする。

2 前条第一項若しくは第二項の人事院規則で定める官署に在勤する職員(これらの規定の人事院規則で定める職員を除く)又は同条第三項の人事院規則で定める官署に在勤する職員(移転職員等及び同項後段の人事院規則で定める職員に限る)がその在勤する官署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する官署が移転した場合において、当該異動若しくは移転(以

下この項において「異動等」という。)の直後に在勤する地域若しくは官署に係る調整手当の支給割合(第十二条の三第二項各号に掲げる割合をいう。以下「異動等後の支給割合」という。)が当該異動等の日の前日に在勤していた官署に引き続き在勤するものとした場合における当該官署が第十二条の三第一項の人事院規則で定める手当の支給割合に達しないこととなるとき、又は当該職員には、前二条又は前項ただし書若しくは次項の規定により当該異動等の日の前日に在勤していた官署に引き続き在勤するものとしめた場合における当該官署に係る前条の規定による調整手当の支給割合以下「みなし特例支給割合」という。)以上の支給割合による調整手当を支給される期間を除き、第十二条の三から前条まで又は前項若しくは次項の規定にかかるわらず、当該異動等の日から三年を経過するまでの間(その間にみなし特例支給割合が異動等後の支給割合以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下同じ。)、当該官署に引き続き在勤するものとした場合に前条の規定により支給されることとなる調整手当を支給する。

ただし、当該職員が当該異動等の日から三年を経過するまでの間に更に在勤する地域又は官署を異にして異動した場合その他人事院の定める場合における当該職員に対する調整手当の支給については、人事院の定めるところによる。

第十二条の六 第十二条の三第一項の人事院規則で定める地域に所在する官署又は同項の人事院規則で定める官署に在勤する職員(これらの規定の人事院規則で定める職員を除く)又は同条第三項の人事院規則で定める官署に在勤する職員(移転職員等及び同項後段の人事院規則で定める職員に限る)がその在勤する官署を異にして異動した場合において、当該異動若しくは移転(以

官報(号外)

別表第一 行政職俸給表(第六条関係)

イ 行政職俸給表(一)

俸給の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号俸	俸給月額 円										
1	133,600	168,000	182,500	215,200	232,700	252,800	272,000	293,100	327,600	366,400	415,800
2	137,900	175,600	186,100	233,300	241,400	261,700	281,200	302,900	339,600	379,000	430,900
3	142,400	182,500	202,900	240,300	256,900	278,600	300,100	312,900	351,600	381,700	445,900
4	147,400	188,200	210,200	249,100	287,300	288,600	308,800	333,700	375,400	404,300	461,000
5	153,100	193,200	218,000	257,600	275,800	297,700	318,600	344,000	387,400	430,000	491,300
6	159,000	198,200	225,700	265,900	284,300	307,000	329,500	354,100	389,600	442,500	506,600
7	165,000	203,100	232,900	274,200	296,700	316,400	338,400	364,100	411,800	455,000	522,100
8	169,400	207,700	239,400	282,300	301,100	325,800	348,200	374,100	424,000	467,400	537,500
9	172,800	212,200	245,700	289,200	309,400	335,400	358,900	384,100	435,600	479,800	552,800
10	175,800	216,600	251,900	298,000	317,600	345,200	368,500	394,000	446,800	480,700	564,700
11	181,500	221,600	257,600	305,600	325,500	354,900	377,800	403,800	457,800	500,800	572,600
12	183,400	225,300	263,300	313,100	333,400	364,500	386,600	413,800	467,000	509,300	580,100
13	185,500	228,700	268,700	320,500	341,000	373,800	394,700	423,300	474,600	518,500	586,300
14	187,100	234,900	278,800	333,500	353,000	388,800	407,800	437,700	487,500	521,100	591,100
15	238,000	283,200	338,100	358,100	395,200	413,200	442,300	492,100			
16	240,900	287,000	342,200	362,300	399,600	417,800	446,800	496,400			
17	242,900	290,500	346,200	366,200	403,900	422,300	451,100				
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
31											
32											

備考(一) この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

備考(二) 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、180,500円とする。

口 行政職俸給表(二)

職等の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 標	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	—	162,900	180,900	197,800	223,300	251,300
2	119,700	169,400	183,500	203,600	230,100	258,500
3	123,400	175,100	209,900	236,900	285,800	321,300
4	127,000	180,800	197,800	216,500	243,800	273,700
5	130,500	185,800	203,500	223,200	250,600	281,600
6	134,500	180,700	208,700	229,800	257,300	288,900
7	139,200	185,700	216,000	235,900	263,900	298,300
8	143,800	200,700	222,200	241,700	270,000	316,900
9	149,300	205,800	228,300	247,500	275,800	315,300
10	155,800	211,000	234,100	253,300	281,400	323,400
11	162,700	216,200	239,700	258,600	287,000	331,400
12	169,200	221,200	245,200	263,800	292,700	339,400
13	174,800	226,000	250,400	268,800	298,300	347,200
14	180,100	230,800	255,500	273,900	303,800	354,200
15	184,600	235,500	260,500	278,900	309,300	361,000
16	188,300	239,800	265,200	284,000	314,700	367,700
17	193,200	243,900	270,200	288,500	319,900	374,200
18	197,100	247,800	275,200	292,800	324,700	380,100
19	201,600	251,400	278,800	296,500	328,300	385,500
20	203,500	254,100	284,000	300,000	333,500	390,500
21	205,500	258,400	287,200	303,400	337,400	395,300
22	209,500	258,700	290,100	306,600	341,000	399,600
23	212,400	260,800	292,700	309,600	343,800	403,000
24	215,200	262,900	295,200	312,600	346,600	406,600
25	217,600	264,900	297,500	315,300	349,000	409,000
26	219,800	266,900	299,800	317,900	351,400	413,800
27	222,100	269,000	302,100	320,300	353,800	417,200
28	224,300	271,100	304,400	322,600	356,600	421,800
29	226,400	273,100	306,600	324,800	358,600	426,700
30	228,400	275,000	308,800	327,000	360,800	430,800
31	230,300	276,900	310,800	329,200	363,200	434,200
32	232,100	278,700	312,600	330,800	365,800	436,800
33	234,000	280,600	314,500	332,500	367,500	438,500

備考 この表は、機器の運転操作、片倉の監視その他の内務官吏に適用する。

に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表(第六条関係)

職等の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 標	俸給月額						
1	—	216,400	254,300	294,000	327,600	366,400	415,900
2	154,000	224,600	263,300	303,700	339,600	379,000	430,900
3	160,600	233,100	272,600	313,500	351,600	381,700	445,900
4	168,600	242,300	281,800	323,600	363,500	404,300	461,000
5	176,500	251,100	291,200	334,000	375,400	417,300	476,100
6	183,600	259,800	300,700	344,300	387,400	430,000	491,300
7	180,400	268,000	310,400	354,300	399,600	442,500	506,600
8	187,200	276,400	320,100	364,200	411,800	455,000	522,100
9	204,000	284,700	329,900	374,100	424,000	467,400	537,500
10	211,100	293,100	339,700	384,100	425,600	479,800	552,800
11	218,900	301,400	349,400	394,000	446,800	490,700	564,700
12	226,300	309,700	359,100	403,900	457,800	500,800	572,600
13	233,400	317,700	368,600	413,800	467,000	508,300	580,100
14	239,800	325,500	377,900	423,300	474,600	516,500	586,300
15	246,200	333,400	386,900	430,700	482,200	521,100	591,100
16	252,400	340,600	394,700	437,700	487,500	537,700	601,500
17	258,000	346,000	401,600	442,300	492,100	546,400	611,900
18	263,400	350,200	405,900	448,800	496,400	551,100	621,900
19	268,700	354,100	410,100	451,100	505,000	558,100	631,900
20	274,000	357,400	414,300	455,000	512,200	561,100	641,900
21	278,800	360,600	418,500	458,800	520,200	569,100	651,900
22	283,200	363,500	422,600	462,600	529,100	578,100	661,900
23	287,000	366,400	426,700	466,400	533,100	587,100	671,900
24	290,500	369,300	430,300	470,300	537,100	591,100	679,900
25	293,300	372,200	434,300	474,300	541,100	599,100	687,900

備考 (一) この表は、検査官並びに航空交通警衛官の業務その他の専門的知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 1級の6号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなる職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、161,600円とする。

官報(号外)

別表第三 税務職俸給表(第六条関係)

俸給の度	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
号俸	俸給月額										
1	—	—	208,800	243,800	262,800	282,500	301,800	322,800	354,600	390,300	430,500
2	149,200	192,000	217,300	252,400	271,700	291,800	311,800	332,800	364,700	402,800	442,600
3	155,400	199,100	224,100	261,300	280,600	301,100	321,700	343,000	374,900	415,200	454,700
4	162,400	205,800	230,900	270,200	289,700	310,800	331,800	353,100	385,100	426,800	466,700
5	169,600	211,300	237,600	278,100	298,500	320,700	341,500	363,200	395,500	438,000	479,100
6	176,800	215,800	244,800	288,000	307,200	330,600	351,400	373,300	405,800	448,400	491,300
7	185,200	218,900	252,600	296,800	316,100	340,500	361,200	383,400	416,200	458,500	508,600
8	192,100	224,400	257,700	305,200	325,100	350,400	371,300	393,700	426,400	468,600	522,100
9	194,900	227,700	263,400	313,600	333,600	360,100	381,300	404,000	436,700	478,700	537,500
10	197,600	230,900	268,100	321,600	342,100	366,800	381,400	414,400	446,800	488,700	552,800
11	199,600	233,800	274,600	329,600	348,300	376,900	401,500	424,600	456,800	498,700	564,700
12	201,600	236,900	279,800	337,400	355,700	380,000	411,600	434,700	466,600	508,600	572,600
13	203,400	239,900	284,400	343,100	361,900	400,100	421,700	444,700	476,200	518,400	580,100
14	205,000	242,900	288,600	347,800	366,100	410,200	429,600	454,600	485,800	526,200	588,300
15	245,000	292,400	352,400	378,800	419,600	437,400	463,500	495,000	530,600	591,100	
16	296,000	356,700	379,300	426,700	444,300	471,300	499,900				
17	298,200	360,300	384,100	433,900	449,900	476,100	504,300				
18		363,600	388,200	438,800	455,300	480,900	508,400				
19		366,500	382,300	443,300	458,600	485,600					
20		369,400	388,900	447,600	463,900	489,800					
21		371,900	388,800	451,600	467,800	493,400					
22		374,400		455,600	471,500						
23		376,800		458,300							
24				462,800							

備考(一) この表は、國税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に從事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

備考(二) 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、207,600円とする。

別表第四 公安職俸給表（第六条関係）

† 公安職俸給表（一）

職務の段	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号俸	俸給月額										
1	—	155,700	170,900	186,600	223,300	263,300	282,500	301,900	322,600	354,600	390,300
2	—	162,300	177,900	204,500	235,800	272,300	291,800	311,800	332,900	364,700	402,800
3	168,200	187,000	212,400	253,000	281,400	301,100	321,700	343,000	374,800	415,200	454,700
4	176,000	186,400	219,500	262,000	299,500	320,700	341,500	361,600	383,100	416,100	456,800
5	184,400	203,800	226,500	271,000	308,200	330,600	351,400	373,300	393,400	426,400	468,000
6	193,700	210,700	233,500	280,100	317,100	340,500	361,200	383,700	405,800	438,400	479,100
7	200,800	217,700	240,500	289,100	325,700	350,400	371,300	393,700	420,400	458,500	506,600
8	208,000	224,100	248,500	298,100	334,500	360,100	381,300	404,000	436,700	477,500	517,500
9	215,000	230,700	256,300	306,300	348,100	368,900	391,400	414,400	446,800	488,700	532,800
10	221,300	237,700	264,200	314,800	351,400	370,900	401,500	424,600	456,800	498,700	544,700
11	227,900	244,500	272,100	322,900	358,900	380,000	411,600	434,700	466,800	508,600	552,600
12	234,600	252,200	280,100	334,100	368,100	390,100	421,700	444,700	476,200	518,400	560,100
13	241,600	258,800	287,800	339,300	376,500	401,200	423,600	454,600	485,800	526,200	576,300
14	248,300	265,500	347,000	384,700	418,800	437,400	463,500	495,000	530,600	591,100	—
15	256,900	275,300	303,400	354,800	392,900	426,700	444,300	471,300	499,900	530,600	—
16	264,200	282,400	311,500	362,800	400,600	433,300	469,900	497,100	524,900	564,700	—
17	270,900	289,500	319,700	370,800	407,500	436,800	465,300	493,600	520,900	560,400	—
18	277,300	296,600	327,900	378,800	413,800	443,300	470,600	498,600	526,600	572,600	—
19	283,900	303,500	335,600	386,500	418,200	447,600	475,800	503,600	530,600	576,300	—
20	290,500	310,400	343,500	394,100	422,100	451,600	487,800	513,400	540,900	577,500	—
21	296,900	317,100	351,400	401,000	425,800	455,600	487,500	517,500	543,600	579,100	—
22	303,500	323,800	358,400	407,400	428,200	453,300	485,600	513,600	540,600	576,300	—
23	309,700	330,400	367,400	411,700	433,100	462,900	494,600	521,600	550,600	586,400	—
24	315,600	337,100	375,100	415,400	436,300	466,600	498,600	526,600	553,600	591,100	—
25	321,700	344,000	382,700	419,100	449,500	483,400	513,600	543,600	573,600	603,100	—
26	327,600	351,000	388,600	422,600	452,800	487,500	517,500	547,500	577,500	607,100	—
27	333,000	357,200	398,000	428,200	458,300	493,600	523,600	553,600	583,600	613,100	—
28	337,400	362,600	400,300	428,200	458,300	493,600	523,600	553,600	583,600	613,100	—
29	341,600	367,500	404,000	432,200	462,900	498,600	526,600	556,600	586,400	616,100	—
30	346,100	372,400	407,700	437,100	467,800	502,500	532,600	562,600	592,600	622,100	—
31	350,500	375,700	411,200	444,800	474,600	509,300	539,600	569,600	609,600	639,100	—
32	353,100	378,800	417,800	449,100	479,800	514,600	544,600	574,600	604,600	634,100	—
33	357,400	381,900	420,700	454,600	484,300	519,600	549,600	579,600	614,600	644,100	—
34	361,600	385,100	426,700	460,400	490,100	524,600	554,600	584,600	614,600	644,100	—
35	367,800	387,800	432,700	467,800	497,500	532,600	562,600	592,600	622,600	652,100	—
36	372,400	392,700	442,100	472,100	502,800	532,600	562,600	592,600	622,600	652,100	—

備考（一） この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

（二） 3級の3号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかけわらず、202,300円とする。

口 報 告 (外)

□ 公安職俸給表 (二)

年齢の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号俸	俸給月額 円										
1	—	—	209,900	243,800	282,800	301,900	322,800	354,600	390,300	430,500	470,700
2	149,200	192,000	217,300	252,400	271,700	291,800	311,800	332,900	364,700	402,800	442,600
3	155,600	193,100	224,100	261,300	280,600	301,100	321,700	343,000	374,900	415,200	454,700
4	163,100	205,800	230,900	270,200	289,700	310,800	331,600	353,100	385,100	426,800	466,700
5	170,900	211,300	237,600	279,100	298,500	320,700	341,500	363,200	395,500	438,000	479,100
6	178,700	216,600	244,800	288,000	307,200	330,600	351,400	373,300	405,800	448,400	491,300
7	185,700	221,600	252,000	296,800	316,100	340,500	361,200	383,400	416,200	458,500	506,800
8	192,100	226,500	258,500	305,200	325,100	350,400	371,300	393,700	426,400	468,800	522,100
9	198,400	231,200	264,900	313,600	333,600	360,100	381,300	404,000	436,700	478,700	537,500
10	200,400	235,700	271,300	321,600	342,100	369,900	391,400	414,400	448,800	488,700	552,800
11	204,400	240,400	277,500	329,600	350,100	379,900	401,500	424,600	456,800	488,700	564,700
12	208,400	245,600	283,300	337,400	357,900	390,000	411,600	434,700	466,600	508,600	572,600
13	212,100	250,800	289,000	344,200	365,600	400,100	421,700	444,700	476,200	518,400	580,100
14	215,500	255,800	294,700	350,000	373,100	410,200	428,600	454,600	485,800	526,200	596,300
15	218,800	260,400	300,500	355,500	380,000	419,800	437,400	463,500	495,000	530,600	591,100
16	222,100	264,600	305,300	360,600	386,200	426,700	444,300	471,300	499,300	537,300	604,300
17	225,300	268,300	310,100	364,600	392,000	433,300	449,900	476,100	504,300	546,400	616,400
18	227,900	272,000	314,400	368,200	398,500	438,800	455,300	481,900	508,400	550,700	628,700
19	230,500	274,100	318,000	371,800	400,800	443,300	459,600	485,600	513,300	557,700	638,700
20	232,800	320,300	375,200	404,600	447,600	463,900	489,600	515,300	543,700	581,700	648,700
21	234,800	323,300	378,400	407,900	451,600	467,800	493,400	520,300	548,700	586,700	654,700
22	—	325,800	381,000	410,700	455,600	471,500	—	—	—	—	—
23	—	328,300	383,500	418,900	458,300	475,200	—	—	—	—	—
24	—	330,800	385,900	420,600	462,900	479,700	—	—	—	—	—
25	—	333,300	—	—	—	—	—	—	—	—	—
26	—	335,500	—	—	—	—	—	—	—	—	—

備考 (一) この表は、検査官、公安調査官、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

（二）3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかわらず、207,600円とする。

外(号)報面

別表第五 海事職俸給表(第六条関係)

イ 海事職俸給表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号俸	俸給月額						
1	—	—	247,600	289,600	324,300	361,400	446,200
2	180,400	212,300	256,100	300,900	335,400	374,500	459,300
3	189,700	220,700	264,800	312,000	346,700	387,600	472,300
4	179,100	228,900	275,000	323,100	357,800	400,600	485,300
5	188,500	236,400	285,100	334,000	368,800	413,500	498,100
6	198,700	243,800	285,200	344,500	379,600	426,200	510,500
7	208,900	250,600	304,700	354,600	380,200	438,800	522,600
8	215,900	257,300	314,600	364,600	400,500	451,200	534,300
9	220,900	264,900	322,300	374,200	410,600	463,200	544,900
10	225,200	271,900	330,600	383,400	420,600	474,700	553,700
11	228,800	278,600	338,900	392,000	430,300	485,100	562,400
12	232,400	284,900	346,900	401,300	438,800	497,200	570,400
13	235,900	290,600	354,600	410,700	448,800	506,800	577,600
14	238,300	295,200	362,200	419,600	457,500	515,500	583,400
15	242,600	300,900	369,800	427,400	464,900	523,100	588,000
16	245,900	305,600	377,100	435,100	471,100	530,200	597,400
17	249,900	310,200	384,300	442,600	476,900	536,600	604,200
18	252,300	313,500	390,800	448,300	482,300	541,500	619,100
19	254,300	316,800	398,800	452,700	487,400	546,300	627,600
20			398,600	457,100	492,400	550,500	
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他の船舶の指定期間内に就業する船員に適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	—	—	200,100	225,800	257,000	289,000
2	135,900	170,200	206,700	232,700	265,000	297,000
3	139,700	177,800	212,600	240,200	273,300	305,000
4	144,400	186,200	219,000	248,300	281,000	313,000
5	150,000	193,400	225,700	256,600	288,000	321,100
6	155,800	198,600	232,600	264,500	294,800	323,500
7	162,600	205,800	240,100	272,300	301,100	338,000
8	168,900	211,000	248,100	278,800	307,400	346,600
9	176,900	216,800	256,200	285,300	313,500	354,900
10	184,900	222,600	263,900	291,700	319,500	363,200
11	192,000	228,600	271,200	297,700	325,500	371,600
12	198,000	234,800	277,600	303,400	331,500	380,100
13	204,200	240,600	283,900	308,500	337,500	388,200
14	209,200	246,700	290,100	313,600	343,300	398,000
15	214,200	252,700	295,700	318,500	349,000	403,100
16	219,100	258,400	301,200	323,100	354,500	409,900
17	223,900	264,100	305,900	327,400	359,500	416,500
18	228,400	269,500	310,600	331,400	364,200	422,700
19	233,300	274,900	315,200	335,400	367,600	428,700
20	237,600	279,600	319,100	338,800	370,800	434,300
21	240,800	283,400	322,600	342,400	374,200	439,400
22	243,800	286,500	325,600	345,300	377,400	443,800
23	245,800	289,600	328,600	348,000	380,700	447,500
24	292,300	331,100	350,600	384,000		
25	294,700	333,500	353,100	387,000		
26						
27						
28						
29						
30						

備考 この表は、船員に就業する船員(海事職俸給表(一))の適用を受けた者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

官報(外)号

別表第六 教育職俸給表(第六条関係)

1 教育職俸給表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	159,700	200,900	246,700	281,700	323,600
2	—	—	255,800	292,700	365,700
3	167,500	209,400	265,000	303,800	377,800
4	177,400	218,100	274,400	314,900	380,000
5	187,700	227,100	284,300	326,100	402,300
6	195,200	236,200	294,300	337,300	414,400
7	202,400	245,300	304,600	348,500	426,300
8	203,700	254,400	315,100	358,700	438,200
9	217,800	263,400	325,000	370,800	450,100
10	226,700	272,500	334,900	381,900	462,100
11	233,800	281,700	344,800	382,500	474,200
12	242,200	290,700	354,600	402,100	486,400
13	250,200	298,700	364,400	411,500	498,600
14	257,900	307,500	374,200	420,600	511,100
15	265,100	315,300	383,800	423,400	523,900
16	272,300	322,100	392,900	437,800	535,900
17	273,800	328,800	401,800	445,900	546,700
18	285,200	335,400	410,200	453,900	557,300
19	291,500	341,900	418,300	461,400	567,700
20	297,400	348,100	426,000	468,700	577,600
21	305,300	354,300	433,600	475,900	586,700
22	308,700	360,500	441,000	483,000	593,700
23	313,700	366,600	447,500	489,500	598,600
24	318,700	372,600	453,900	496,000	603,600
25	322,800	378,400	458,100	502,000	608,700
26	326,700	383,600	461,900	506,300	616,300
27	330,500	387,600	465,700	509,900	620,800
28	334,100	391,200	469,500	513,400	624,200
29	338,800	394,600	472,800	517,000	628,700
30	399,400	398,000	458,100	502,000	633,900
31	342,000	401,400	472,800	517,000	633,900
32	344,500	404,800	476,000	521,200	641,200
33	346,900	408,100	478,800	524,500	644,500
34	349,300	411,300	482,100	527,800	647,800
35	351,700	414,400	487,400	531,200	651,200
36	354,100	417,400	491,700	534,500	654,500
37	356,500	—	—	—	—
38	358,900	—	—	—	—

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教師、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

口 教育職俸給表(二)

1 教育職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	146,300	189,300	203,500	303,500	402,900
2	152,700	196,000	202,800	323,500	423,300
3	159,700	202,800	210,100	333,500	433,400
4	167,500	217,600	219,200	343,500	443,400
5	177,400	225,600	228,800	353,600	453,400
6	187,700	185,900	193,400	233,800	463,500
7	195,200	198,900	242,200	383,400	483,900
8	202,400	205,400	250,700	383,300	494,400
9	203,700	212,200	259,400	403,000	505,200
10	217,800	219,200	268,100	412,600	514,900
11	226,700	228,700	278,800	422,000	523,800
12	242,200	234,900	288,600	431,200	531,900
13	250,200	242,000	298,400	440,300	535,800
14	257,900	257,600	308,200	449,400	546,400
15	265,100	265,200	328,000	467,600	557,800
16	272,300	272,700	337,900	476,800	567,300
17	273,800	278,400	347,600	485,300	576,700
18	285,200	285,900	357,200	493,700	586,700
19	291,500	292,000	366,700	501,900	596,900
20	297,400	298,100	376,000	506,900	593,100
21	305,300	310,300	385,300	513,800	603,100
22	308,700	316,300	393,800	520,800	610,800
23	313,700	322,300	401,800	528,800	617,800
24	318,700	328,300	417,800	535,800	624,800
25	322,800	333,900	425,800	542,700	631,800
26	326,700	338,100	432,700	552,700	638,700
27	330,500	342,100	439,400	559,400	644,900
28	334,100	345,800	444,900	560,000	650,000
29	338,800	349,200	451,800	561,800	654,800
30	399,400	354,300	458,100	568,700	661,800
31	342,000	354,900	465,700	576,700	671,800
32	344,500	357,600	472,800	583,800	678,700
33	346,900	360,300	479,500	590,800	684,800
34	349,300	363,000	486,200	597,800	691,800
35	351,700	365,700	493,800	604,800	698,800
36	354,100	368,400	501,500	611,800	705,800
37	356,500	371,100	508,200	618,800	712,800
38	358,900	373,800	515,800	625,800	719,800

備考 (一) この表は、高等学級及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受けける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

外局(外局)

ハ 教育職俸給表(三)

職種の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	146,300	—	202,900	303,500	450,000
2	152,700	161,800	273,000	407,400	462,000
3	159,700	170,000	283,100	416,300	474,000
4	167,500	178,900	283,500	425,200	486,000
5	187,500	189,300	303,500	434,100	486,000
6	176,400	196,000	313,500	443,000	498,100
7	185,900	202,800	323,500	452,100	510,700
8	192,400	210,100	333,500	460,700	523,500
9	198,800	217,600	343,500	468,800	535,600
10	205,200	225,600	353,500	476,700	546,400
11	211,600	231,800	363,400	484,300	557,000
12	218,200	242,200	372,500	491,900	567,400
13	225,100	250,700	381,400	500,600	577,300
14	232,300	258,400	390,100	508,800	588,600
15	239,200	269,100	398,600	508,000	598,600
16	246,300	278,800	406,800	415,000	598,400
17	252,600	288,600	415,000	426,300	593,500
18	259,000	298,400	423,200	431,400	598,600
19	265,400	305,200	431,400	439,500	603,400
20	271,300	318,100	439,500	447,100	603,400
21	276,800	328,000	447,100	453,900	603,400
22	282,100	337,800	453,900	460,300	603,400
23	287,000	347,400	460,300	465,500	603,400
24	291,700	356,900	465,500	470,000	603,400
25	295,500	365,400	470,000	476,700	603,400
26	299,200	373,700	473,800	478,000	603,400
27	302,700	381,700	477,000	480,000	603,400
28	305,700	389,200	480,000	480,000	603,400
29	308,200	396,600	480,000	480,000	603,400
30	310,600	403,300	480,000	480,000	603,400
31	312,800	409,800	480,000	480,000	603,400
32	315,900	416,400	480,000	480,000	603,400
33	317,100	422,300	480,000	480,000	603,400
34	317,100	426,100	480,000	480,000	603,400
35	318,100	433,100	480,000	480,000	603,400
36	319,800	437,600	480,000	480,000	603,400
37	322,000	442,000	480,000	480,000	603,400
38	323,100	445,600	480,000	480,000	603,400
39	324,400	448,400	480,000	480,000	603,400

備考(一) この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに併するもので人事院の

指定するものに勤務する校長、園長、教諭、助教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額に7,900円をそれぞれ加算した額とする。

二 教育職俸給表(四)

職種の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	—	202,000	246,700	303,300	450,000
2	168,400	210,000	255,800	314,900	462,000
3	178,900	218,400	265,000	326,100	474,000
4	189,900	227,300	274,400	337,300	486,000
5	200,900	236,300	284,300	348,500	498,100
6	207,600	245,300	294,300	359,700	510,700
7	214,800	254,400	305,000	370,800	523,500
8	222,100	263,400	315,900	381,900	535,600
9	229,700	272,500	327,100	392,300	546,400
10	237,300	281,700	338,200	403,400	557,000
11	245,100	290,900	349,300	414,400	567,400
12	253,500	300,700	360,400	426,300	577,300
13	261,400	310,500	371,400	438,200	586,400
14	269,000	300,400	382,000	450,100	593,500
15	276,500	328,800	392,400	462,100	598,600
16	283,700	339,300	402,300	474,100	603,400
17	290,700	348,500	411,800	486,100	603,400
18	297,300	357,400	420,700	498,200	603,400
19	303,600	366,300	429,400	510,800	603,400
20	309,300	375,100	437,600	521,500	603,400
21	314,700	383,800	445,400	528,500	603,400
22	320,000	392,300	452,900	535,300	603,400
23	325,300	400,800	459,800	542,100	603,400
24	330,100	408,200	466,600	548,900	603,400
25	334,700	417,100	473,000	555,000	603,400
26	339,000	424,900	478,800	559,900	603,400
27	342,300	432,400	484,500	564,200	603,400
28	345,600	439,300	488,800	571,100	603,400
29	348,900	446,100	492,600	578,400	603,400
30	352,200	452,000	498,100	584,200	603,400
31	355,400	457,700	500,000	591,100	603,400
32	358,300	463,400	506,800	598,600	603,400
33	361,100	467,400	510,800	603,400	603,400
34	364,000	470,800	514,100	603,400	603,400
35	366,900	474,100	517,400	603,400	603,400
36	369,800	—	—	—	—

備考(二) この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定期に勤務する校長、教諭、助教諭、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表（第六条関係）

(号) 載外

職位	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	—	—	251,500	292,500	337,400
2	133,700	181,700	261,100	302,500	349,700
3	138,000	191,600	270,900	312,800	361,900
4	143,100	200,000	280,800	323,200	374,100
5	148,200	208,700	290,700	333,900	386,300
6	156,800	217,800	300,600	344,500	399,500
7	165,000	226,200	310,700	354,700	412,800
8	173,600	234,600	320,900	364,500	426,700
9	181,800	243,000	331,200	374,200	440,700
10	188,700	251,300	341,200	383,900	454,500
11	195,900	259,100	350,400	393,500	468,300
12	203,300	266,600	359,200	403,000	482,100
13	210,700	273,900	367,300	412,400	495,700
14	218,200	281,000	374,600	421,800	508,800
15	226,400	288,000	381,500	431,100	521,900
16	234,500	294,700	398,400	440,200	535,000
17	240,700	301,400	385,100	449,300	548,100
18	246,800	308,200	401,700	458,200	558,400
19	252,800	315,100	408,200	467,100	567,900
20	258,700	322,000	414,000	474,700	575,300
21	264,300	328,800	419,600	482,200	581,500
22	269,900	335,600	424,700	487,700	586,900
23	275,300	342,400	429,600	492,400	591,100
24	280,600	347,800	434,000	496,400	595,700
25	285,600	353,000	438,300	—	—
26	289,700	356,800	441,900	—	—
27	293,600	360,600	445,400	—	—
28	296,600	364,300	—	—	—
29	299,800	367,900	—	—	—
30	302,400	371,400	—	—	—
31	304,900	374,600	—	—	—
32	307,400	—	—	—	—

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職俸給表（第六条関係）

職位	1 級	2 級	3 級	4 級
	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	—	291,800	330,100	422,400
2	233,200	303,800	342,400	435,200
3	242,800	315,800	354,800	447,500
4	253,500	327,900	367,200	459,700
5	264,600	340,100	379,600	471,700
6	276,400	352,300	392,100	483,600
7	288,200	364,800	404,600	495,300
8	300,100	376,900	417,600	506,500
9	312,000	389,300	430,200	517,700
10	323,600	401,800	442,400	528,900
11	333,500	413,200	454,400	540,000
12	343,000	423,800	466,900	550,500
13	352,400	433,800	477,300	560,900
14	361,800	443,600	486,500	571,200
15	371,100	453,200	498,500	580,800
16	380,300	462,700	510,300	590,100
17	389,400	472,100	520,600	598,800
18	397,200	481,400	530,900	605,900
19	402,400	488,800	541,100	611,200
20	407,600	495,700	549,100	618,000
21	410,700	501,800	556,900	—
22	—	506,200	562,400	—
23	—	510,600	567,700	—
24	—	515,000	572,700	—
25	—	519,300	577,100	—
26	—	523,000	581,400	—

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

口 医療費給表(二)

号俸	俸給月額								
級位	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	—	—	202,900	225,600	261,700	302,900	338,100	404,400	—
2	136,100	174,500	209,600	233,600	271,000	312,900	349,900	417,200	151,100
3	143,600	180,900	216,600	242,000	280,400	322,900	361,700	430,000	158,600
4	150,200	187,300	224,500	250,400	289,800	332,900	373,800	443,000	162,500
5	156,800	183,600	232,400	258,800	289,200	342,900	385,500	458,100	168,500
6	164,100	189,900	240,600	267,200	308,700	352,800	397,600	469,200	183,000
7	171,400	206,200	246,800	275,600	318,400	362,800	410,600	482,900	197,900
8	177,500	212,400	257,000	284,200	326,100	372,800	422,500	497,000	202,900
9	183,500	218,100	265,300	292,800	337,800	382,900	434,600	510,700	213,100
10	188,600	226,300	273,600	301,500	347,500	393,100	446,200	524,300	221,600
11	193,700	233,200	281,800	310,600	357,100	403,200	457,500	532,400	227,500
12	198,700	238,800	288,800	318,300	366,300	413,200	467,000	539,800	237,700
13	203,500	246,200	297,700	326,500	375,300	422,900	474,600	546,900	246,100
14	206,000	252,600	305,500	334,600	383,700	430,500	482,200	553,700	251,700
15	212,500	258,400	313,300	342,400	390,700	437,600	489,700	559,100	257,200
16	216,900	264,000	320,900	348,700	397,400	442,300	494,200	563,600	309,000
17	221,200	268,400	328,000	354,600	403,000	446,800	498,500	568,600	315,400
18	225,500	274,700	334,700	360,300	408,400	451,100	502,100	572,300	327,100
19	229,000	279,500	339,600	364,400	412,800	455,000	506,200	577,600	331,900
20	232,100	284,100	344,300	368,400	417,000	458,800	511,600	582,100	334,400
21	235,100	287,600	348,200	372,300	421,200	461,200	515,700	585,800	337,900
22	237,600	290,300	351,300	375,100	424,900	468,500	518,700	590,700	340,500
23	239,600	288,000	354,100	379,100	428,500	473,000	520,500	595,500	343,500
24	245,500	356,800	382,100	—	—	—	—	—	346,500
25	247,700	359,600	384,800	—	—	—	—	—	348,700
26	249,800	362,200	387,700	—	—	—	—	—	350,800
27	302,100	364,800	390,500	—	—	—	—	—	352,500
28	304,300	367,200	393,200	—	—	—	—	—	354,200
29	309,600	369,600	395,600	—	—	—	—	—	356,600
30	372,000	—	—	—	—	—	—	—	358,000

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療費給表(三)

号俸	俸給月額								
級位	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	—	—	213,200	239,900	270,700	306,600	340,000	340,000	340,000
2	151,100	177,600	224,700	241,100	278,100	316,200	351,900	351,900	351,900
3	158,600	185,900	232,300	254,400	287,500	326,200	363,800	363,800	363,800
4	162,500	194,700	239,600	261,700	295,800	328,400	365,500	365,500	365,500
5	168,500	200,300	246,800	289,100	304,300	346,500	387,800	387,800	387,800
6	176,500	205,900	254,000	276,800	312,700	356,500	400,200	400,200	400,200
7	184,800	211,700	261,200	284,500	321,100	368,600	413,800	413,800	413,800
8	193,000	217,900	268,400	292,300	328,400	376,600	425,200	425,200	425,200
9	197,900	224,400	275,700	300,100	337,400	386,900	437,200	437,200	437,200
10	202,900	281,600	286,200	306,000	345,500	397,300	448,000	448,000	448,000
11	207,900	238,800	290,800	315,700	353,200	408,000	450,800	450,800	450,800
12	213,100	246,000	298,300	323,100	361,200	418,400	471,600	471,600	471,600
13	218,500	253,700	308,700	330,700	368,200	428,400	480,800	480,800	480,800
14	223,800	260,400	313,000	338,100	377,400	438,300	489,700	489,700	489,700
15	228,400	267,500	320,300	345,500	385,600	446,100	498,100	498,100	498,100
16	234,900	274,600	327,300	352,700	393,800	456,800	505,600	505,600	505,600
17	240,500	281,700	334,100	360,000	390,600	465,400	510,800	510,800	510,800
18	246,100	288,700	340,900	367,000	408,200	473,600	514,800	514,800	514,800
19	251,700	295,400	347,500	374,000	413,500	481,000	518,900	518,900	518,900
20	257,200	302,200	354,100	380,200	418,400	465,900	521,500	521,500	521,500
21	262,400	309,000	360,700	386,000	423,200	490,100	550,100	550,100	550,100
22	267,600	315,400	366,900	391,600	427,300	493,800	553,800	553,800	553,800
23	272,100	321,800	372,300	397,600	439,900	500,500	560,500	560,500	560,500
24	276,700	328,200	377,600	399,900	443,600	503,500	563,500	563,500	563,500
25	281,000	334,400	382,100	403,600	453,600	508,200	568,200	568,200	568,200
26	285,200	339,300	385,800	405,800	455,800	512,200	572,200	572,200	572,200
27	286,900	343,500	386,400	407,200	457,200	514,200	574,200	574,200	574,200
28	292,400	347,600	392,400	412,800	462,800	519,200	579,200	579,200	579,200
29	295,200	351,300	395,400	415,600	465,600	523,200	583,200	583,200	583,200
30	297,900	355,800	398,200	418,200	468,200	526,200	586,200	586,200	586,200
31	300,500	356,200	400,700	420,700	470,700	530,700	590,700	590,700	590,700
32	303,000	358,500	403,000	423,000	473,000	533,000	593,000	593,000	593,000
33	305,500	360,900	405,500	425,500	475,500	535,500	595,500	595,500	595,500
34	307,700	363,300	408,700	428,700	478,700	538,700	598,700	598,700	598,700
35	309,900	365,700	410,700	430,700	480,700	540,700	600,700	600,700	600,700
36	312,100	368,100	413,100	433,100	483,100	543,100	603,100	603,100	603,100
37	314,300	370,500	415,300	435,300	485,300	545,300	605,300	605,300	605,300
38	316,500	372,900	417,500	437,500	487,500	547,500	607,500	607,500	607,500
39	318,700	375,300	419,700	439,700	489,700	549,700	609,700	609,700	609,700
40	320,900	377,700	421,900	441,900	491,900	551,900	611,900	611,900	611,900
41	323,100	—	—	—	—	—	—	—	—

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

官報(号外)

別表第九 指定職俸給表(第六条関係)

号	俸	俸給月額
1		円 580,000
2		643,000
3		714,000
4		792,000
5		854,000
6		918,000
7		1,001,000
8		1,082,000
9		1,160,000
10		1,242,000
11		1,315,000
12		1,343,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(切替期間における異動者の号俸等)

4 切替日からこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、この法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員

及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員の、改正後の法の規定による当該適用の日又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、

人事院の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日に

おいて職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との權衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けたいた号俸等の基礎)

6 前二項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けたいた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならぬ。

(施行日から平成八年三月三十一日までの間ににおける異動者の号俸等の調整)

7 施行日から平成八年三月三十一日までの間ににおいて、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間について、まず改

3 平成七年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に適用されることとなる期間は、人事院規則で定める。

平成七年十月十九日 衆議院会議録第七号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

正前の法の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の法の規定が適用されるものとした場合との權衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(調整手当に関する経過措置)

8 改正後の法第十二条の六の規定は、平成四年四月一日前に移転した官署又は同日前に新たに設置された官署に在勤する職員については、適用しない。

(給与の内払)

9 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

(人事院規則への委任)

10 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正)

11 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「第十二条の六」の下に、「第十二条の七」を加える。

理由

人事院の国会及び内閣に対する平成七年八月一日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額 初任給調整手当、扶養手当及び宿日直手当の額の改定を行ふとともに、特別の法律に基づく官署の移転に関する計画その他特別の事情により移転等をした官署に在勤する職員の調整手当、単身赴任手当を支給され

る職員で配偶者等が居住するための住宅を借り受けているものの住居手当及び官署を異にする異動等に伴い通勤のため新幹線鉄道等を利用して職員の通勤手当について特例措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、平成七年八月一日付けの給与改定にに関する人事院勧告を、勧告どおり実施しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 俸給表の改定

全俸給表の全俸給月額を改め、一千二百円ないし一万三千円引き上げた額とする。

2 諸手当の改定

初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を三十万一千九百円(現行二十九万九千円)に引き上げるとともに、医療職俸給表(以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占める職員に対する支給月額の限度額を五万八百円(現行五万五百円)に引き上げること。

(一) 扶養手当について、満十五歳に達する日以後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある扶養親族たる子に係る加算額を一人につき月額一千五百円(現行一千円)に引き上げること。

(二) 調整手当について、特別の法律に基づく官署の移転に関する計画その他特別の事情

官報(号外)

2

大使及び公使の俸給月額について、國務大臣と同額の俸給を受ける大使は百六十四万五千円(現行百六十三万円)に、大使五等俸は百五十七万五千円(現行百五十六万円)に、大使五等俸は百

使及び公使の四等俸^(トダ)、一般職の職員の指定俸給表の改定に準じ、百三十二万三千円(現行百三十一万一千円)な^いし八十五万四千円(現行八十四万六千円)にそれぞれ引き上げる。

3 秘書四等俸給月額を、一般職の職員の給与改定に準じ、五十万三千九百円(現行四十九万八千四百円)(八号俸^(トダ))に十六万一千五百円(現行十五万九千一百円)(一等俸^(トダ))にそれぞれ引き上げる。

4 常勤の委員に日額の手当を支給する場合の支給限度額を日額七万円(現行六万九千五百円)に引き上げる。

5 非常勤の委員に支給する手当の支給限度額を日額三万八千三百円(現行二万六千円)に引き上げる。

6 この法律は、公布の日から施行し、平成七年四月一日から適用する。

7 この法律の適用に際し必要な措置を定める。

1 議案の可決理由

本案は、一般職の職員の給与改定の実情等にかかるが、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

11 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約五千万円である。

右報記する。

平成七年十月十九日

内閣委員長 大木 正和

衆議院議長 土井たか子殿

第一十五条第一項中「十万一千八百円」を「十万

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

国会に提出する。

平成七年十月十九日

内閣總理大臣 村山 審介

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

平成七年十月十九日

内閣總理大臣 村山 審介

防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第1146号)の一部を次のとおり改正する。

第十四条第一項中「から第十二条の六(以下及び二項並びに)」に、「総理府令の」を「総理府令で」に改め、同条第二項前段中「第十二条の大」を「第十二条の七」に改め、同項後段中「同法第十二条の三第一項の下に」、「第十二条の五並びに第十二条の六第一項及び第一項」を加え、「次の名印」を「同法第十二条の三第一項中「次の名印」に改め、「人事院の定める」とあるのは「総理府令の定める」、「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び當外手当」と組み、「超えた」との下に「同条並びに第十二条の七第一項及び第一項中人事院の定める」があるのは「総理府令で定める」と、「第十二条の六第一項」の下に「及び第十二条の七第一項」を加え、「同項名印」を「同法第十二条の六第一項及び第二項並びに第十二条の七第一項中「同項名印」に、「第十二条の三第一項中「同項名印」に掲げる」とあるのは「第十二条の三第一項に規定する」、「人事院の定める」があるのは「総理府令の定める」と、「同条第一項」を「同法第十二条の六第一項及び第二項並びに第十二条の七第一項中「同項名印」に、「第十二条の三第一項に規定する」、「人事院の定める」があるのは「総理府令の定める」と、「同条第一項」を「同法第十二条の六第一項及び第二項並びに第十二条の七」に改め

別表第一 參事官等俸給表(第四条—第六条関係)

号 種	賃給の額					号 種	指定期
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級		
1	236,400	321,900	359,800	402,500	456,800	1	580,000
2	245,300	332,700	372,900	416,300	473,300	2	643,000
3	255,600	343,700	386,100	430,200	486,800	3	714,000
4	265,200	355,100	399,300	444,100	506,300	4	792,000
5	277,600	366,500	412,400	458,200	522,900	5	854,000
6	287,500	377,900	425,500	472,300	539,800	6	918,000
7	298,800	388,900	438,900	486,100	558,400	7	1,001,000
8	308,900	399,800	452,300	498,800	573,500	8	1,082,000
9	319,200	410,900	465,700	513,400	589,400	9	1,160,000
10	329,600	421,900	478,500	527,000	607,200	10	1,242,000
11	340,300	432,800	490,800	539,000	620,300	11	1,315,000
12	351,000	443,700	502,800	550,100	638,900		
13	361,900	454,500	512,900	559,400	657,100		
14	372,800	465,000	521,300	567,300	664,000		
15	383,600	473,100	529,600	572,400	684,300		
16	394,200	480,800	535,500				
17	404,800	485,800	540,700				
18	415,000	490,800	545,700				
19	424,900	495,400					
20	433,500	498,800					
21	441,100	504,200					
22	447,900						
23	453,900						
24	459,200						
25	463,500						

備考 この表の指定職の欄に記載の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

外 報 号

別表第二 自衛官俸給表(第四条、第五条、第六条、第二十七条の三、第二十八条の三関係)

俸 給 月 額 序 号	俸 給 月 額 (一)	俸 給 月 額 (二)	俸 給 月 額 (一)	俸 給 月 額 (二)	俸 給 月 額 (三)	俸給月額														
						1等陸佐 1等海佐 1等空佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	准陸 准海 准空	陸 海 空	將 將 將	海 海 海	陸 陸 陸	海 海 海	空 空 空	陸 陸 陸	海 海 海	空 空 空		
1	580,000	580,000	486,700	445,600	427,200	374,400	339,600	316,400	271,500	244,100	235,000	226,400	220,700	220,600	—	188,700	173,400	156,800	151,500	
2	643,000	643,000	543,000	503,600	440,200	366,700	350,700	326,800	281,300	252,500	229,000	215,100	229,400	220,300	211,300	201,100	181,000	173,400	166,100	170,500
3	714,000	714,000	520,600	473,000	454,800	400,200	363,100	337,200	348,300	302,700	288,400	253,100	243,000	237,200	231,100	220,500	211,300	186,700	181,000	176,500
4	792,000	792,000	537,600	486,700	468,200	413,700	374,400	359,400	312,700	278,700	258,500	250,400	252,700	255,600	237,000	227,300	207,200	189,800	185,400	180,800
5	854,000	854,000	554,800	502,800	481,600	427,200	385,700	359,400	312,700	278,700	258,500	250,400	252,700	255,600	237,000	227,300	207,200	189,800	185,400	180,800
6	918,000	918,000	572,000	518,900	484,800	440,800	397,000	370,500	322,700	288,100	266,300	260,500	260,300	244,800	235,000	214,800	219,500	197,700	185,400	180,800
7	1,001,000	1,001,000	589,400	535,000	507,100	454,600	408,300	381,600	332,700	297,500	275,000	274,900	268,200	260,200	250,200	242,400	221,900	219,500	200,800	195,500
8	1,082,000	1,082,000	606,200	552,100	518,900	488,200	419,700	392,700	342,700	307,500	293,700	282,400	292,000	286,500	277,000	268,800	258,300	248,800	238,500	233,500
9	1,160,000	1,160,000	622,700	568,700	541,600	431,100	403,800	362,700	326,500	301,300	286,500	295,000	286,500	284,800	277,500	264,400	254,400	244,400	234,400	224,400
10	1,242,000	1,242,000	635,400	543,300	494,000	442,600	414,900	382,700	352,700	317,100	297,500	293,700	282,400	286,500	277,500	268,800	258,300	248,800	238,500	233,500
11	1,315,000	1,315,000	654,300	598,100	555,500	505,800	454,200	426,900	372,300	335,900	310,300	303,500	303,300	298,600	286,100	272,600	272,600	262,600	252,600	242,600
12	661,900	661,900	611,100	568,800	518,900	485,800	436,800	381,700	345,300	318,600	309,312,000	312,000	311,800	311,600	304,200	294,800	284,600	274,800	264,600	254,600
13	670,700	670,700	621,200	576,500	527,900	477,300	447,900	391,000	354,600	327,200	326,400	320,500	320,300	313,100	308,800	298,600	288,400	278,200	268,000	258,800
14	687,400	687,400	586,300	488,600	458,900	400,200	368,900	340,400	313,200	334,800	343,800	337,800	337,600	337,400	327,800	318,800	303,700	293,700	283,500	273,500
15	693,800	693,800	595,700	550,500	511,000	477,600	418,600	382,100	353,800	352,700	346,800	346,800	346,500	328,100	310,400	300,400	290,400	280,400	270,400	260,400
16	699,900	699,900	556,200	519,300	491,200	451,700	409,900	389,700	371,400	370,300	364,400	364,400	364,300	356,300	346,900	336,900	326,900	316,900	306,900	296,900
17	706,100	706,100	561,800	527,100	491,200	451,700	409,900	389,700	371,400	370,300	364,400	364,400	364,300	356,300	346,900	336,900	326,900	316,900	306,900	296,900
18	711,300	711,300	567,100	533,000	496,700	445,800	408,500	380,000	378,900	370,373,000	372,600	352,200	352,200	352,200	342,200	332,200	322,200	312,200	302,200	292,200
19	717,400	717,400	538,900	502,200	417,300	388,600	380,300	387,500	381,600	381,200	379,800	377,600	377,600	377,600	377,600	377,600	377,600	377,600	377,600	377,600
20	722,600	722,600	577,400	544,600	507,700	460,100	426,000	397,100	396,000	390,100	398,700	397,400	396,000	395,600	395,300	394,300	393,300	392,300	391,300	390,300
21	728,800	728,800	550,200	513,200	465,700	434,700	405,600	394,500	395,300	396,000	397,100	398,700	397,400	396,000	395,600	395,300	394,300	393,300	392,300	391,300
22	734,000	734,000	518,700	471,100	442,700	414,100	413,000	407,100	406,700	392,500	391,400	390,400	391,400	390,300	389,900	388,900	387,900	386,900	385,900	384,900
23	739,200	739,200	555,300	508,400	449,700	409,700	422,500	421,400	415,300	414,300	413,300	414,300	413,300	412,300	411,300	410,300	409,300	408,300	407,300	406,300
24	744,400	744,400	523,800	476,300	449,700	409,700	422,500	421,400	415,300	414,300	413,300	414,300	413,300	412,300	411,300	410,300	409,300	408,300	407,300	406,300
25	749,600	749,600	528,900	481,300	455,500	430,400	429,300	423,200	422,200	422,200	422,200	422,200	422,200	422,200	422,200	422,200	422,200	422,200	422,200	422,200
26	754,800	754,800	486,300	461,100	437,500	426,400	430,300	429,300	428,300	427,300	426,300	425,300	424,300	423,300	422,300	421,300	420,300	419,300	418,300	417,300
27	759,900	759,900	491,600	468,500	443,400	422,200	409,400	436,100	435,900	435,700	434,500	433,300	432,100	431,900	430,700	429,500	428,300	427,100	426,900	425,700
28	765,000	765,000	496,000	471,700	449,200	447,800	441,700	441,500	441,300	441,100	440,900	440,700	439,500	438,300	437,100	436,900	435,700	434,500	433,300	432,100
29	770,100	770,100	490,800	476,700	454,700	450,400	449,200	447,800	446,700	445,500	444,300	443,100	442,900	441,700	440,500	439,300	438,100	437,900	436,700	435,500
30	775,200	775,200	495,000	481,500	460,000	455,800	450,400	449,200	448,100	447,900	446,700	445,500	444,300	443,100	442,900	441,700	440,500	439,300	438,100	437,900
31	780,300	780,300	499,200	486,300	463,900	450,400	449,200	448,100	447,900	446,700	445,500	444,300	443,100	442,900	441,700	440,500	439,300	438,100	437,900	436,700
32	785,400	785,400	494,400	470,300	468,900	462,800	459,600	457,400	456,200	455,000	453,800	452,600	451,400	450,200	449,000	447,800	446,600	445,400	444,200	443,000
33	790,500	790,500	495,600	475,400	464,700	462,500	459,600	457,400	456,200	455,000	453,800	452,600	451,400	450,200	449,000	447,800	446,600	445,400	444,200	443,000
34	795,600	795,600	494,800	470,700	468,900	462,800	459,600	457,400	456,200	455,000	453,800	452,600	451,400	450,200	449,000	447,800	446,600	445,400	444,200	443,000
35	800,700	800,700	484,400	463,900	455,600	447,500	445,300	443,100	441,900	440,700	439,500	438,300	437,100	436,900	435,700	434,500	433,300	432,100	431,900	430,700

備考 (一) 総合幕僚会議の議長その他政令で定める官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補

(二) この表の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄に定める額の俸給を受ける職員は、備考(一)の政令で定める官職を占める者で政令で定めるものとする。

(三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給を受ける職員の範囲は、官職及び一級職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

附 則

(施行期日等)

1 「この法律は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、平成七年四月一日から適用する。

(俸給の切替え)

2 平成七年四月一日(以下「切替日」という。)における職員の俸給月額は、附則第四項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の級又は階級(当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあっては防衛庁の職員の給与等に関する法律(次項において「法」という。別表第一の陸将補、海将補及び空将補の「欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあっては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一欄、(二欄又は(三欄をいう。以下同じ。)における者が受けた俸給月額(以下「旧俸給月額」という。)に対する号俸と同一の当該職務の級又は階級における号俸による額とする。

3 前項の規定により切替日における俸給月額(以下「新俸給月額」という。)を定められる職員に対する切替日以後における最初の法第五条第3項において準用する一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号、以下適用については、旧俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあっては、総理府令で定める期間)を新俸給月額を受ける期間に通算する。

(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等)

4 切替日の前日において職務の級又は階級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の新俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替期間における異動者の俸給月額等)

5 切替日からこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、この法律による改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律(以下「旧法」という。)の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二(又は一般職の給与に関する法律の一部を改正する法律(平成七年法律第一号。以下「一般職給与改正法」という。)による改正前の一般職給与法第一若しくは別表第六(ハを除く。)から別表第九までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異動のあった職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用の日又は異動の日における俸給月額及びこれを受けた職員の新法の規定による当該適用の日又は異動の日から新法の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

6 切替日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の新俸給月額及びこれを受けることとなる期間においては、その者が切替日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧俸給月額等の基礎)

7 附則第一項から前項までに定めるものにては、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(施行日から平成八年三月三十一日までの間ににおける異動者の俸給月額等の調整)

8 施行日から平成八年三月三十一日までの間ににおいて、新たに新法別表第一若しくは別表第二又は一般職給与改正法による改正後の一般職給与法第一若しくは別表第六(ハを除く。)から別表第九までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず旧法の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から新法の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行つことができる。

9 調整手当に関する経過措置

新法第十四条第二項及び第三項において準用する一般職給与改正法による改正後の一般職給与法第十一條の六の規定は、平成四年四月一日前に移転した官署又は同日前に新たに設置された官署に在勤する職員については、適用しない。

(給与の内訛)

10 新法の規定を適用する場合においては、旧法

の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内訛とみなす。

(政令への委任)

11 附則第一項から前項までに定めるもののか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

理 由

一般職の国家公務員の例に準じて、防衛庁職員の俸給月額等を改定するとともに、特別の法律に基づく官署の移転に関する計画その他の特別の事情により移転等をした官署に在勤する職員の調整手当について特例措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一 議案の目的及び要旨
本案は、防衛庁の職員について、一般職の職員の給与改定の例に準じてその俸給月額の改定等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 参事官等及び自衛官の俸給月額を一般職の職員の例に準じて改定すること。
2 防衛大学校及び防衛医科大学校の学生の学生手当の月額を十万四千二百円(現行十万一千八百円)に引き上げること。
3 一般職の職員の例に準じて、特別の法律に基づく官署の移転に関する計画その他特別の事情により移転等をした官署に在勤する職員の調整手当について特例措置を講ずること。

4 この法律は、公布の日から施行し、平成七年四月一日から適用すること。

また、俸給表の改定に伴う所要の切替措置等について規定すること。

なお、事務官等の俸給並びに扶養手当等諸手当については、一般職の職員の給与に関する法律の改正によって、同様の改定が行われることとなる。

二 議案の可決理由

本案は、防衛庁職員の給与が一般職の職員の給与との権衡を考慮して定められている実情等にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約百九十億円である。

平成七年十月十九日

内閣委員長 大木 正吾
衆議院議長 土井たか子殿

消防組織法の一部を改正する法律案

右報告する。

平成七年十月三日

内閣総理大臣 村山 富市

消防組織法の一部を改正する法律案

第一項を次のように改正する。

第十四条の四の次に次の二条を加える。

第十四条の五 次に掲げる事項に関して消防職員から提出された意見を審議させ、その結果に基づき提出されるときは、緊急に当該応援出動等の措置を必

づき消防長に対して意見を述べさせ、もつて消

防事務の円滑な運営に資するため、消防本部に消防職員委員会を置くこと。

一 消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利に関すること。

二 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関すること。

三 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関すること。

四 消防職員委員会は、委員長及び委員をもつて組織すること。

委員長は消防長に準ずる職のうち市町村の規則で定めるものにある消防職員のうちから消防長が指名する者をもつて充て、委員は消防職員（委員長として指名された消防職員及び消防長を除く）のうちから消防長が指名する。

前三項に規定するもののはか、消防職員委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

第二十四条の三第一項中「これらの災害が発生した市町村」の下に「(以下この条において「災害発生市町村」という。)」を加え、「当該市町村」を「当該災害発生市町村」に、「当該災害が発生した市町村」を「当該災害発生市町村」に改め、同条第三項中「前二項」を「各項」に改め、同条第一項中「前項」を「前二項」に、「次条」を「次項及び次条」に改め、同項の次に次の二項を加える。

消防長官は、第一項又は第二項の場合において、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速にとるべき必要があると認められるときは、緊急に当該応援出動等の措置を必

要とすると認められる災害発生市町村のため、

当該災害発生市町村以外の市町村の長に対し、防の応援体制の整備を図る必要がある。これが、当該応援出動等の措置をとることを自ら求める

ことができる。この場合において、消防庁長官は、第一項の場合にあつては当該応援出動等の措置をとることを求めた市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

第二十四条の三第一項の次に次の二項を加える。

消防庁長官は、前項に規定する場合において、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、同項の要請を待つことまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、緊急に消防の応援を必要とすると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該必要な措置をとることを求めることができる。この場合において、消防庁長官は、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、消防事務の円滑な運営に資するため、消防本部に消防職員委員会を置くとともに、大規模災害における緊急の広域消防応援体制の整備を図るために、消防の応援に関する緊急時の特例を創設しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 消防職員委員会の設置

(1) 次の事項に関して消防職員から提出された意見を審議させ、その結果に基づき消防長に対し意見を述べさせ、もつて消防事務の円滑な運営に資するため、消防本部に消防職員委員会を置くこと。

(1) 消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利に関すること。

(2) 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関すること。

(3) 消防職員委員会は、委員長及び委員をもつて組織すること。

(4) 委員長は消防長に準ずる職のうちから消防長が指名する者をもつて組織すること。

(5) 委員長は消防長に準ずる職のうちから消防長が指名すること。

(6) 消防職員委員会は、委員長及び委員をもつて組織すること。

(7) 委員長は消防長に準ずる職のうちから消防長が指名すること。

(8) 消防職員委員会は、委員長及び委員をもつて組織すること。

(9) 委員長は消防長に準ずる職のうちから消防長が指名すること。

(10) 消防職員委員会は、委員長及び委員をもつて組織すること。

(11) 委員長は消防長に準ずる職のうちから消防長が指名すること。

(12) 消防職員委員会は、委員長及び委員をもつて組織すること。

(13) 委員長は消防長に準ずる職のうちから消防長が指名すること。

(14) 消防職員委員会は、委員長及び委員をもつて組織すること。

の規模等に照らし緊急を要する場合等における消

防の応援体制の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

官報(号外)

要な事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定めること。

2

消防の応援に関する緊急時の特例の創設

(一) 消防庁長官は、災害の規模等に照らし緊急を要し、都道府県の知事からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請

を待たないで、災害発生市町村のため、他の都道府県の知事に対し、消防の応援のため必要な措置をとることを求める」とがで

きるものとすること。

(二) 消防庁長官は、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速にとる必要があると認められるときは、災害発生市町村のため、他の市町村の長に対し、応援出動等の措置をとること。

③ その他所要の規定の整備を図ること。

3

施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする」と。ただし、消防職員委員会に関する事項は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

二 議案の可決理由

消防事務の円滑な運営に資する等の観点から、消防本部に消防職員委員会を置くとともに、消防の応援に関する緊急時の特例を創設しようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

右決議する。

右

国会に提出する。

付することに決した。
右報告する。

平成七年十月十九日

内閣総理大臣 平林 鴻三
衆議院議長 土井たか子殿

〔別紙〕

消防組織法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、消防職員委員会制度の導入及び大規模災害時における消防の応援に係る特例の創設に当たっては、消防事務の円滑な運営等を図る観点から、左記の諸点について善処すべきである。

一 消防職員委員会の委員の指名については、消防職員の意見が的確に反映され、かつ、同委員会の適正な運営が確保されるよう配意すること。

二 消防職員委員会の組織及び運営に関する基準について、市町村消防の原則を踏まえつつ、その早期制定を図ること。

三 大規模災害時における消防の応援に係る特例の運用に当たっては、被災地における被害状況の迅速かつ的確な把握に努めるとともに、市町村の自主性を尊重しつゝ、関係地方公共団体の長等との緊密な連携を図り、その意向を十分に踏まえ、適切な措置を講ずるよう配意すること。

平成七年十一月十三日

内閣総理大臣 村山 富市

法律第七十五号の一部を次のように改正する。

第十五条中「百三十二万一千円」を「百三十三万三千円」に、「百七万三千円」を「百八万一千円」に改める。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律
裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年別表を次のように改める。

別表(第一條関係)

区	分	報酬月額
最高裁判所長官	最高裁判所判事	一、二五四、〇〇〇円
東京高等裁判所長官	東京高等裁判所判事	一、六四五、〇〇〇円
その他の高等裁判所長官	その他の高等裁判所判事	一、五七五、〇〇〇円
一 号	一 号	一、四五九、〇〇〇円
二 号	二 号	一、三一五、〇〇〇円
三 号	三 号	一、一六〇、〇〇〇円
四 号	四 号	一、〇八一、〇〇〇円
五 号	五 号	九一八、〇〇〇円
六 号	六 号	七九一、〇〇〇円
七 号	七 号	七一四、〇〇〇円
八 号	八 号	六四三、〇〇〇円
九 号	九 号	五八〇、〇〇〇円
一 号	一 号	四六二、一〇〇円
二 号	二 号	四二一、九〇〇円
三 号	三 号	三九一、九〇〇円
四 号	四 号	三六六、五〇〇円
五 号	五 号	三三九、五〇〇円
六 号	六 号	三二一、一〇〇円
七 号	七 号	二九九、七〇〇円
八 号	八 号	二八八、五〇〇円
九 号	九 号	二六二、三〇〇円

案を提出する理由である。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

右報告する。

平成七年十月十九日

法務委員長 加藤 卓二

衆議院議長 土井たか子殿

裁判官についても、一般の政府職員の例に準じて、その報酬月額の改定を行おうとするもので、その内容は次のとおりである。

簡易裁判所判事	十号	一五二、八〇〇円
	十一号	一三七、九〇〇円
	一二号	一三八、九〇〇円
	三号	九一八、〇〇〇円
	四号	七一四、〇〇〇円
	五号	六四二、〇〇〇円
	六号	四六一、九〇〇円
	七号	四二一、九〇〇円
	八号	三九一、九〇〇円
	九号	三六六、五〇〇円
	十号	三三九、五〇〇円
	十一号	三二一、一〇〇円
	十二号	二九九、七〇〇円
	十三号	二八八、五〇〇円
	十四号	二六一、三〇〇円
	十五号	二五八、八〇〇円
	十六号	二三七、九〇〇円
	十七号	二二八、九〇〇円

1 報酬月額の改定は、平成七年四月一日にさかのばって行うこと。

二 議案の可決理由

本案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額を改定するものであり、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと認めた。

2 本案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額を改定するものであり、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと認めた。

別表(第二条関係)

区分	分	俸給月額
検事長	総長	一、六四五、〇〇〇円
東京高等検察庁検事長	検事長	一、三四三、〇〇〇円
その他検事長	検事長	一、三四五、〇〇〇円

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、平成七年四月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法

律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内とみなす。

理由

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額を改定する必要がある。これが、この法律

案を提出する理由である。

のと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約四億三千二百万円である。

平成七年十月十九日

法務委員長 加藤 卓二

衆議院議長 土井たか子殿

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

国会に提出する。

平成七年十月十三日

内閣総理大臣 村山 富市

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

法律第七十六号の一部を次のように改正する。

第九条中「七十万八千円」を「七十一万四千円」に改める。

別表を次のように改める。

官 報 (号外)

事		檢	
二 号	一、一六〇、〇〇〇円	二 号	一、一〇八、〇〇〇円
三 号	一、〇八、〇〇〇円	四 号	九一八、〇〇〇円
五 号	七九一、〇〇〇円	六 号	七一四、〇〇〇円
七 号	六四三、〇〇〇円	八 号	五八〇、〇〇〇円
九 号	四六一、一〇〇円	十 号	四二一、九〇〇円
十一号	三九一、九〇〇円	十二号	三六六、五〇〇円
十三号	三三九、五〇〇円	十四号	三一一、一〇〇円
十五号	二八八、五〇〇円	十六号	二九九、七〇〇円
十七号	二六一、三〇〇円	十八号	二五一、八〇〇円
十九号	二三七、九〇〇円	二十号	二一八、九〇〇円
二十一号	六四三、〇〇〇円	二十二号	四八一、九〇〇円
二十三号	四六一、一〇〇円	二十四号	四二一、九〇〇円
二十五号	三九一、九〇〇円	二十六号	三六六、五〇〇円
二七号	三三九、五〇〇円	二八号	二九九、七〇〇円
二九号	二九九、七〇〇円	三十号	二二五、二〇〇円
三十一号	一一〇一、五〇〇円		

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、平成七年四月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与のみなす。

理由

一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その俸給月額の改定を行おうとするもの

で、その内容は次のとおりである。

1 検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、これに対応する国務大臣その他の特別職の職員の俸給の増額におおむね準じ、その他の検察官の俸給については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額すること。

2 俸給月額の改定は、平成七年四月一日にかかるのばって行うこと。

二 議案の可決理由

本案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額を改定するものであり、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約三億一千三百万円である。

右報告する。

平成七年十月十九日

法務委員長 加藤 卓一
衆議院議長 土井たか子殿

通信・放送機構法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

平成七年十月六日

内閣総理大臣 村山 富市

理由である。

**通信・放送機構法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書**

通信・放送機構法の一部を改正する法律
通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六
号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「及び第六号」を「第五号及び
第七号」に、「同項第五号」を「同項第六号」に改め
る。

第二十八条第一項中第八号を第九号とし、第五
号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の
次に次の「号を加える。

五 特定研究開発基盤施設を整備してこれを高
度通信・放送研究開発を行う者の共用に供す
ること。

第二十八条第一項中「前項第八号」を「前項第九
号」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の
適用については、なお従前の例による。

理 由

電気通信分野における研究開発のための施設を
一層充実することにより通信・放送技術の向上を
図るため、通信・放送機構の業務に高度通信・放
送研究開発を行うための基盤的な施設を整備して
これを研究開発を行う者の共用に供する業務を追
加する必要がある。これが、この法律案を提出す
る理由である。

右報告する。

第七条の見出し中「雇用福祉事業を「雇用安定
事業等」に改め、同条中「第六十四条」を「第六十二
条の雇用安定事業、同法第六十三条の能力開発事
業又は同法第六十四条」に改め、同条第一号を次
のように改める。

平成七年十月十九日
衆議院議長 土井たか子殿
通信委員長 中川 昭一

中小企業における労働力の確保のための雇用
管理の改善の促進に関する法律の一部を改正
する法律案

右
国会に提出する。

平成七年十月六日

内閣総理大臣 村山 富市

中小企業における労働力の確保のための雇用
管理の改善の促進に関する法律の一部を改正
する法律案

右
国会に提出する。

平成七年十月六日

内閣総理大臣 村山 富市

中小企業における労働力の確保のための雇用
管理の改善の促進に関する法律の一部を
改正する法律

右
国会に提出する。

平成七年十月六日

内閣総理大臣 村山 富市

中小企業における労働力の確保のための雇用
管理の改善の促進に関する法律の一部を
改正する法律

右
国会に提出する。

平成七年十月六日

内閣総理大臣 村山 富市

中小企業における労働力の確保のための雇用
管理の改善の促進に関する法律の一部を
改正する法律

右
国会に提出する。

平成七年十月六日

内閣総理大臣 村山 富市

中小企業における労働力の確保のための雇用
管理の改善の促進に関する法律の一部を
改正する法律

右
国会に提出する。

平成七年十月六日

内閣総理大臣 村山 富市

中小企業における労働力の確保のための雇用
管理の改善の促進に関する法律の一部を
改正する法律

右
国会に提出する。

平成七年十月六日

内閣総理大臣 村山 富市

中小企業における労働力の確保のための雇用
管理の改善の促進に関する法律の一部を
改正する法律

右
国会に提出する。

平成七年十月六日

内閣総理大臣 村山 富市

中小企業における労働力の確保のための雇用
管理の改善の促進に関する法律の一部を
改正する法律

右
国会に提出する。

平成七年十月六日

内閣総理大臣 村山 富市

中小企業における労働力の確保のための雇用
管理の改善の促進に関する法律の一部を
改正する法律

右
国会に提出する。

平成七年十月六日

内閣総理大臣 村山 富市

中小企業における労働力の確保のための雇用
管理の改善の促進に関する法律の一部を
改正する法律

右
国会に提出する。

平成七年十月六日

内閣総理大臣 村山 富市

中小企業における労働力の確保のための雇用
管理の改善の促進に関する法律の一部を
改正する法律

右
国会に提出する。

平成七年十月六日

内閣総理大臣 村山 富市

中小企業における労働力の確保のための雇用
管理の改善の促進に関する法律の一部を
改正する法律

右
国会に提出する。

平成七年十月六日

内閣総理大臣 村山 富市

中小企業における労働力の確保のための雇用
管理の改善の促進に関する法律の一部を
改正する法律

右
国会に提出する。

平成七年十月六日

内閣総理大臣 村山 富市

中小企業における労働力の確保のための雇用
管理の改善の促進に関する法律の一部を
改正する法律

右
国会に提出する。

平成七年十月六日

内閣総理大臣 村山 富市

中小企業における労働力の確保のための雇用
管理の改善の促進に関する法律の一部を
改正する法律

右
国会に提出する。

平成七年十月六日

官報(号外)

て、同法第四章の規定を適用する。

3 政府は、雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百十六号。以下「事業団法」という。)及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の全部又は一部を雇用促進事業団に行わせるものとする。

第八条第一項中「雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百十六号。以下「事業団法」という。)を「事業団法」に改め、「従つて、」の下に「その雇用しようとする労働者の福祉を増進するための施設(政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)の設置又は整備を行う認定組合等の構成員たる中小企業者又は認定中小企業者であつて労働者を雇用していないもの及び」を加え、「(政令で定めるものに限る。)」を削る。

第十条第一項中「又はその構成員たる中小企業者を若しくはその構成員たる中小企業者又は認定中小企業者」に改める。

第十一条及び第十二条第一項中「中小企業者」の下に「又は認定中小企業者」を加える。
第十五条中「中小企業者」の下に「並びに認定中小企業者」を加える。

第十七条中「認定組合等」の下に「又は認定中小企業者」を加える。

附 則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

最近における中小企業の労働力の確保に関する状況にかんがみ、労働力を確保するために中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置を一層促進するため、個別の中小企業者が高度な人材の確保に係る改善計画を作成することができるようとのとともに、雇用保険法の開発事業としての助成及び援助等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における中小企業の労働力の確保に関する状況にかんがみ、労働力を確保するための中間企業者が行う雇用管理の改善に係る措置を一層促進するため、個別の中小企業者が高度な人材の確保に係る改善計画を作成することができるようとのとともに、雇用保険法の雇用安定事業等としての助成及び援助等の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 個別の中小企業者は、高度の技能及びこれに関する知識を有する者の確保を図るために雇用管理の改善に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができるものとすること。
2 政府は、計画の認定を受けた事業協同組合等の構成員たる中小企業者又は計画の認定を

受けた個別の中小企業者であつて、高度の技能及びこれに関する知識を有する者の受入

能及びこれに関する知識を有する者の受入
され、育成等を行い、認定計画の目標を達成し
ることとし、雇用保険法に基づく必要な助成及び援助を行つものとする。

右報告する。

平成七年十月十九日

衆議院議長 土井たか子殿
労働委員長 笠山 登生

3 2の助成及び援助を行う場合、これから労働者を雇用しようとする中小企業者、内定中の者についても対象とするとともに、2の助成及び援助を行つものとする。

4 雇用促進事業団による資金の貸付け並びに中小企業信用保険法、中小企業近代化資金等助成法及び中小企業投資育成株式会社法の特例措置の対象範囲の拡大等の措置を講ずるものとする」と。

5 この法律は、公布の日から施行するものとする」と。

二 議案の可決理由

最近における中小企業の労働力の確保に関する状況にかんがみ、労働力を確保するために中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置を一層促進し、個別の中小企業者が高度な人材の確保に係る改善計画を作成することができる」と

とするとともに、雇用保険法の雇用安定事業等としての助成及び援助等の措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

(目的)
第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護す

るため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第二章 特定建築物に係る措置

(特定建築物の努力)

平成七年度一般会計補正予算(第2号)(通商産業省所管)に一億八千万円及び平成七年度特別会計補正予算(特第2号)の労働保険特別会計予算(労働省所管)の雇用勘定に八十七億二千二

第一条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集

官報(号外)

会場、展示場、百貨店、事務所その他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のもののうち、地震に対する安全性に係る建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(第五条において「耐震関係規定」という。)に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているもの(以下この章において「特定建築物」という。)の所有者は、当該特定建築物について耐震診断(地震に対する安全性を評価することをいう。以下同じ。)を行ひ、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修(地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をいう。以下同じ。)を行うよう努めなければならない。

(耐震診断及び耐震改修の指針)

第三条 建設大臣は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために、特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針を定め、これを公表するものとする。

(指導及び助言並びに指示等)

第四条 所管行政庁(建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第九十七条の二第一項又は第九十七条の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域に定める建築物については、都道府県知事とする。以下同じ。)は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対し、前条の指針を勘案し

て、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであつて政令で定める規模以上るものについて必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定建築物の所有者に対し、前条の指針を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築物の所有者に対し、特定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関する報告させ、又はその職員に、特定建築物、特定建築物の敷地若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、特定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができるものとする。

4 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

第六条 建築物の耐震改修をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 建築物の位置
二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
三 建築物の耐震改修の事業の内容

四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
五 その他建設省令で定める事項

3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定(以下この章において「計画の認定」という。)をすることができる。

一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして建設大臣が定める基準に適合していること。

二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確實に遂行するため適切なものであることを。

三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項の規定の適用を受けている場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築(壁のない部分に壁を設けることにより建築物の延べ面積を増加させるものに限る。)、大規模の修繕(同法第二条第十四条に規定する大規模の修繕をいう。)又は大規模の模様替(同条第十五号に規定する大規模の模様替をいう。)をしよ

うとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のはか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くならないものであること。

四 第一項の申請に係る建築物が耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている耐火建築物(同法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。)である場合において、当該建築物について壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のはか、次に掲げる基準に適合していること。

えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(建設省設置法の一部改正)

2 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十二号)(同)

の一部を次のように改正する。

第三条第四十五号中「及び高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成六年法律第四十四号)」を「、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成六年法律第四十四号)及び建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第 号)」に改める。

理由

地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講することにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

建築物の耐震改修の促進に関する法律案
(内閣提出)に関する報告書

本案は、建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、国による耐震診断及び耐震改修に関する指針の策定、所管行政庁による指導助

言、建築基準法の特例並びに金融上の助成等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 内容

この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から國民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講することにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確

2 特定建築物の所有者の努力

多数の者の利用に供する建築物のうち建築基準法等の耐震関係規定に適合しない一定の建築物(以下「特定建築物」という。)の所有者は、当該特定建築物の耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めなければならない。

3 耐震診断及び耐震改修の指針

建設大臣は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針を定め、公表するものとする。

4 指導、助言等

所管行政庁は、特定建築物の所有者に対し

建設大臣の定める指針を勘案して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導、助言等を行なうことができる。

5 計画の認定等

(一) 建築物の耐震改修をしようとする者は、建築物の耐震診断及び耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

(二) 所管行政庁は、当該計画が基準に適合し

ていると認めるときは、計画の認定をすることができる。

3 計画の認定に係る建築物について、建築基準法の既存不適格関係規定等の特例を設ける。

所管行政庁は、認定を受けた計画に従つて建築物の耐震改修が行われるよう、報告の徵

收、改善命令及び認定の取消しを行うことができる。

6 報告の徵收、改善命令等

所管行政庁は、認定を受けた計画に従つて建築物の耐震改修が行われるよう、報告の徵收、改善命令及び認定の取消しを行うことができる。

7 住宅金融公庫の資金の貸付けの特例

住宅金融公庫が、認定建築物である住宅の耐震改修に係る資金を貸し付ける場合の金利について特例を設ける。

8 資金の融通等

国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通、あっせん等の措置を講ずるよう努めるものとする。

9 その他

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、建築物の耐震改修の促進を図るために措置として、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、平成七年度第二次補正予算一般会計において住宅金融公庫関係予算二十四億円の中に計上されている。

右報告する。

平成七年十月十九日

五四

建設委員長 遠藤 和良

衆議院議長 土井たか子殿

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

五五

議院運営委員長 谷垣 植一

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

五六

衆議院議長 土井たか子殿

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

五七

議院運営委員長 谷垣 植一

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

五八

衆議院議長 土井たか子殿

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

五九

議院運営委員長 谷垣 植一

別表第一及び別表第二を次のように改める。
別表第一(第三条関係)
年法律第四十九号の一部を次のように改正す

る。
別表第一及び別表第二を次のように改める。
別表第一(第三条関係)
年法律第四十九号の一部を次のように改正す

級	号給	給料月額
三	二	三六四、三〇〇円
四三二一	九八七六五四三二一	三四六、六〇〇円
		四五八、〇〇〇円
		四六九、五〇〇円
		四八〇、九〇〇円
		四五二、四〇〇円
		五〇三、八〇〇円
		五一五、三〇〇円
		五二二、九〇〇円
		五三〇、五〇〇円
		五五〇、三〇〇円
		五六一、八〇〇円
		五七一、一〇〇円
		五七九、四〇〇円

官 報 (号 外)

別表第一(第二条關係)

級	年給	給料額	一	二	三
			二一	二二	一一
			一〇〇円	八〇〇円	九〇〇円
			一一七	一三三	一三三
			一八三	一〇〇円	一〇〇円
			一三三	一〇〇円	一〇〇円
			三三九	三〇〇円	三〇〇円
			三四七	六〇〇円	六〇〇円
			三五五	九〇〇円	九〇〇円
			三八六	二〇〇円	二〇〇円
			三九五	四〇〇円	四〇〇円
			四〇四	六〇〇円	六〇〇円
			四二三	八〇〇円	八〇〇円
			四一九	九〇〇円	九〇〇円

附則

1
この法律は、公布の日から施行し、改正後の
国会議員の秘書の給与等に関する法律(以下「改
正後の法」という。)の規定は、平成七年四月一
日から適用する。

2
改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内扱とみなす。

理由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給料月額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

官 報 (号 外)

平成七年十月十九日 衆議院会議録第七号

第明治
三十五年
三月三十一
日可
便物認
插圖
三十
年三月
三十
日

発行所
虎ノ門
大蔵省印
刷局
〒二〇五
丁目一
番四号
東京都港区
電話
03
(3887)
4294
定価
(配税
送六
料を含む
別) 本
一部
一〇六
円